

絆

第4号

特集 — 「病」者にとって  
「精神医療」とは

全国「精神病」者集団

目 次

一、「糸」第4号発刊にあたつて	2			
二、△座談会△「病」者にとつて「精神医療」とは何か	1			
(1) 私の「精神医療」体験				
(2) 「精神科」治療について				
(3) 精神病院の待遇について				
(4) 「精神医療」変革にむけて				
三、精神病院の現実と理想				
四、精神医療について				
五、中田修たち犯罪生物学者を弾劾する闘いを				
六、△社会復帰△思想を問う				
七、編集後記				
――監獄法と精神医療――				
吉田 おさみ				
水谷 和弘				
佐藤 茂樹				
西山 史郎				
32	33	34	36	42

## 「糾」第4号 発刊にあたつて

一九八〇年に入つて、私たち「精神障害」者をとりまく情勢は緊迫の度を加えています。すなわち、一時断念されたかにみえる法務省による保安処分新設策動はまたまた再燃化しており、厚生省による精神衛生社会適応施設構想の推進、法務省による監獄法改悪攻撃なども私たちに直接かかわる問題です。また、私たちが中心的にとりくんでいる赤堀闘争、鈴木闘争も決して楽観を許されない状況にあります。

そして、これらの動向と「精神医療」の問題は密接なつながりをもっています。すなわち、保安処分新設は精神衛生法体制の強化以外の何ものでもなく、赤堀さんを死刑判決に追いやつた精神鑑定は精神医学の差別性と深くかかわっており、また、鈴木君の虐殺は彼の精神医療に対する根底的な批判・告発と無関係ではありませんでした。そればかりでなく、「精神医療」は私たち「精神障害」者大衆の日常的営為に深くかかわる問題です。大部分の精神病院入院患者は、依然として「精神医療」体制にがつちり組みこまれて身動きがとれませんし、退院者にとつても程度の差はあれ、「精神医療」は避けて通ることができない問題です。

「精神医療」は一般に医療の一分野として捉えられているかのようですが、それは他の医療と違った側面をもつています。ふつう、

医療とは求められるものであるにもかかわらず、「精神医療」は上からの強制治療を原則としています。そしてこの「精神医療」の強制性は、いうまでもなく国家権力による「精神障害」者の徹底的な管理・抑圧・支配と結びついています。

このような状況の認識に基づいて、私たちは四月二十六日「"病"者にとつて"精神医療"とは何か」というテーマで座談会を行いました。また五月二十二日から二十五日まで浜松で行われた日本精神神経学会にも参加し、積極的に発言しました。これまで「精神医療」は医療者の側から一方的に行われ、一方的に語られてきたのに対し、それをうける"病"者の側から問題提起し、「精神医療」にくさびを打ちこもうというわけです。もちろん、座談会で語られたのは水山の一角にすぎませんし、すつきりした結論がでたわけではありませんが、今後、私たちは、この座談会で提起された問題を更に検討し、深化させながら、「精神医療」の変革・解体に主体的にとりくんでいきたいと思います。

本号では、この座談会の記録を中心として、それに若干の「精神医療」に関する文章をつけ加えて掲載します。読者の皆さんも、「"病"者」の側からみた「精神医療」の問題性を充分認識されて、「精神医療」に關する文章をつけて掲載します。読者の皆さんも、「"病"者」を中心とした「精神医療」変革・解体、そして「精神障害」者解放にむけて闘うことをお請します。

(O・Y)

# 「病」者にとつて「精神医療」とは何か

## 1 私の「精神医療」体験

A（司会） これから「病」者にとつて「精神医療」とは何かといふテーマで、座談会を行いたいと思います。

ここに集まつておられる皆さん、「病」者として活動されているわけなんですが、その「病」者というのは精神医療体験をもつておられるということだと思うのです。そういう意味で精神医療をうけたということは、私たちの活動の一つの原点になつてゐると思ひます。もちろん、一口に精神医療といつても、戦後から現在まで、たとえばショック療法から薬物療法へ、あるいは閉鎖から開放へ、病院治療から地域治療へ、社会防衛から社会復帰へといふように変つてきています。それで、各人がうけた精神医療体験といつても、時代に応じて、また病院によつてまちまちだと思うんです。しかし、そういう違いはあるとしても、精神医療としては同じものであると

いうことで、まず自分はいつどこでどういう精神医療をうけてきたか、そしてそれをどう感じたか、また今どう感じてゐるかについて、一人5分ないし10分程度で話して頂き、それから討論に移りたいと思います。まず、最近までK病院に入院しておられたBさんに口火を切つていただきたいと思うんです。Bさんの場合、K病院への入院体験の前にすでに精神医療体験があると思うのですが、それらをふまえて、ホットなところで話していただきたい。

### 「良心的」病院にも差別が

B まず最初に入院したのはR病院、それは措置入院だつたんですけれども、その中で患者さんと親しくなつて、その患者がロボトミーをうけたことをきいたんです。それで、そのロボトミーを告発・批判する立場からガラスを一枚わつた。まあそれは象徴的な行為だったんですが。それでガラスを一枚わつたということだけで、それもわれかかっているガラスをわつたということだけで、数人の看護者にとりかこまれてなぐられ、テロ・リンチをうけて、そのまま保護房へ入れられた。その保護房、最初の一日は水もでなかつたわけ

で、傷の治療を要求してもその声が全然届かなかつた。その間、医者の面会もなかつたんですけど、そういう体験をふまえてR病院闘争委員会といつものつくつたのですが、院長に対し公開質問状をだして、わりと好意的な反応で、話し合いがもたれました。それで、医者が患者をなぐるという暴力事件があつたので、それ、いわゆる革新的医療をする病院だから、調査をやつたんですが、その答はあいまいで、暴行があつたかどうかということに対しても、結論でなかつた。

それで、この前の入院は、一昨々年の12月になるんですけど、きっかけとなつたのは赤旗に自分の名前がのせられた、K大の学生運動の張本人やという形でのせられ、それを新幹線の電車の中で読んでショックを受けた、追跡妄想みたいな感じで。それでI病院のU医師の紹介でK病院に入院しました。入院した当时、ぼくは非常に平静に話しているつもりなのに、医者の方がぼくの中に症状を見出したのかもしれないけれど、三十分くらいの問診で連れていかれ、お尻をブスリと注射された。ウムをいわさず。その時に主治医がいたのは、この病棟は強制治療だと。その時、不快というよう恐怖を感じた。こういう良心的な医療の中でも差別的対応がり得ることを感じました。

A Bさんの方からR病院とK病院、いわゆる革新的医療をやつてある病院でも差別的なことがあつたということを話されたのですが、Bさんの場合は最近の例であつて、精神医療がある程度進歩してきました時点での体験だと思うのですが、もつと古いところで精神病院体験をされたCさんの方から話していただきたい。

#### 医療者は断罪者でしかなかつた

C いわゆる精神医療の初体験というのは二十年前でした。その時は自発的に自分が精神科診療をうけて、その場で入院が決定されたんですが、全く精神医療が何なのか、「精神障害者」がどんな圧力をかけられているか、あるいは差別があるのか、ということについて無自覚なまま入院したのです。その病院で一番鮮烈な記憶として残っているのは、ここは病院ではないんだということを院長を通じて感じた。具体的にどのような現象があつてそう感じたか、今は思ひだせませんけれど、強烈に感じたのは、院長が商売人であるということ、つまり、いい医療をやろうとするのではなく、いかに儲けるべきかというところでの院長の印象が思い出として残っている。でもその時は、いわゆる病名がわからなかつたので、一般的にはノイローゼ系統ということだつたんで、三週間で強制退院をした。もちろん若かつたものですから、全くどういう社会的圧力があるのかわからなくて、ともかく病院の中での無為な日常生活というのですか、それがいたたまれないということで三週間で出てきた。

そこでは、病院側については、ここは病院ではなく、経営本意というか、営利中心主義というものを感じた。一方、中に入る患者さんは同士のかわりといつのは、若かつた私を指導してくれた人があつた。で、いわゆる青くさい文学好きの私がニーチェやキエルゴーリなどの本を読むようすめられたのは、やはり患者さんで大学の先生をしていた人がいたわけです。その人の影響で考えるということが教えられたわけで、全く精神病院体験が無意味でなかつたと思うのです。その記憶というものは、今、自分が運動をやっていく

中でどう影響しているのかというと、二十年前に自分が患者仲間に教えられたということは、今度発病した時には自分が教える立場にいるということです。若い人を指導するというのはセンエツかもしれないけれど、その時私がいい体験をもつたために今の自分自身が存在しているわけで、今度はそれを生かして、病んでいる人にいい影響を与えるといふ年令に達した中で運動がはじまつたということです。それは、やはり二十年前に教えてくれた人があつたから、今度はつらい思いをしている人に手をさしのべることができたら、という思いをひきづつてきた。

第二回目は十二年後にまた再発という形で三つの病院を廻ったのですが、一番長期的に居たのはN病院です。その時の私は自分がうけてきた精神医療に対する不満というものがあつて、精神医療とは何か、「精神障害」とは何なんだということを一定学習した患者だったのです。それで、はじめから精神医療をみてやるんだという形で、患者をみ、医療従事者をみ、精神病院の機構をみるという意図的なものがあつたといふことと、先ほど話したように、今度は教える側、支える側の年令たつたために、患者さんを支えなければならぬということを含めながら、みることを中心にしてきた気がするんです。その中で感じたことは、医療従事者は私たちに対する断罪者以外の何者でもなかつた。

一方、患者さんといふのは世間一般では、わけのわからないことをつぶやきながら、非論理で、そして抽象的な世界にいるといふ方をしていると思うし、私自身も、一方では支えなきやいけないといいながら、他方ではゴウマンにも「精神障害者」だから異常者なんだと、はじめはみていたけれど、そうではなくて、きわめて一般

的な人といふか、団結できるし、病院の中でも決起できるといふ、私自身が稀有な体験をしていくわけですね。

#### 狂気は不毛か

C 先の話に戻るけれども、医療従事者が私たちを断罪の対象でしかないといふふうにいってきただ具体的な例としては、私が話をすることに對して医者はきいた、きいているといふ態度をしてるわけだけれど、その中で今でも忘れられないのは、狂気は赤裸々だけれども不毛だということをいつたわけですね。その言葉が自分の闘争心というか、攻撃力を鮮烈にしてきたと思うのです。赤裸々だけれども不毛だといわれた時の日記をみてみるのだけれど、そこに書いてあるのは、たとえ私は狂人であろうと、不毛であろうと、「精神障害者」に対して私は慰めの言葉をもつてゐる、といふ反論の中で、その言葉に対するエネルギー・シューな造反の原点といふか、決意を日記の中に書きつらねてゐるわけです。で、私は今たつて不毛かもしれないけれど、それが何だと思うし、患者さんが例えばベッドの柵をもちあげて、いわゆる狂乱状態にあるといわれるような時でも、医者はそれに対しても逃げつゝけてゐるわけです。狂乱状態は危険だ、みたいな形で。でも私はその人が訴えたいことをきかねばならないと思つて、私にもしよければ話してみて下さいませんか、といつたら、その人は柵をおろしておろおろ泣いて、私にいろいろなことを訴えられたのですけどね。そのことが契機となつて病院の中全体が團結力をもつたわけです。もつとも三十六人でしたから、一応意志一致できるような人間関係がつくれたわけです。ですから、私の主治医は、あなたのエネルギーは精神科病棟だけでなく、N大全

体を決起しろっていうのですから、私がアジビラをきろうとした  
ら、そこで強制退院になつたわけです。

まだ沢山あるけれど、ベッドの柵をもちあげて、私はそれを狂気  
の造反だとと思うけど、私はその人たちに語りかけられるし、その人  
たちこそが、病院の中で最も救いを求めていたのだと思う。それに  
対して医者は逃げ、私がかかわっていく中で、団結力というか、心  
と心のつながりというか、絆みたいなものがもてたと信じてますし  
ね、そのエネルギーは今でも自分自身の闘争の中では必ずそういう出  
会いといふか、人間のかかわりがみられるし、誠実一本で相手とか  
かわりあえは、「精神障害」の仲間ほど、わかる人はないんじやな  
いか、と自分では考えています。

A 今、Cさんの方から自分の病院体験が闘争の原点となつたとい  
うことを含めて、しゃべって下さつたのですが、Dさんどうですか。

### ひどい精神医療は病状を悪化さす

D ほくの精神医療体験ですが、七一年末あたりから地域の病院に  
二週間くらい入つて、七二年になつてI病院に入つた経過があるん  
です。その中で感じたことを簡単にいいます。I病院の中で現在を  
含めて治療関係についていろいろ問題があるんですけど、現在、通  
院しているのであまり突つ込んだことをいえないという面があるん  
ですが。

一番最初の病院はT病院で、そこで一週間保護房に入れられて、  
入院形式は同意入院だつたんですが、何故ここに来たのかわからな  
い。いうたら小説にありますよね。ぱつと起きてみると、そこが精  
神病院の保護室だつたという感じで、夢の中で病院体験をしている

んだといふうな、半分現実感がなくて、何故こういふうになつ  
てしまつたのだろうか、ということが保護室に入れられた時の感じ  
です。

で、とにかく、そこから出してくれということを何度もいわ  
けだけども看護者は全然とりあわない。保護室に入れられたことじた  
い、ボクの病気にとつてよくなかつたんじやないか。職員の暴力に  
よつて自分の言う言葉がおさえつけられることを感じて、面会  
に来ても会わせないということが二週間もつづいて、ほとんど食物  
もとらずほとんど眠らずという形で、水を要求しても看護者が少な  
いのか水をくれないし、トイレの水をのんだり、そういうことで病  
院に対する不信がだんだんつづけてきて、いろんな形で抗議の意志  
を表明していった。親から入れられた寝巻きや綿入れなんかも便器  
に突つこんで水が流れないようにするとか、ベッドを入口にたてか  
けて入つてくるなどいふことも意志表示するとか、いろんな方法で  
保護室を脱出することを考えた。最終的にそこから出たのは、部屋  
のテッペンについている螢火燈を、履いているスリッパで割つて、  
これは危いといふうに感じたのか、そこから出してくれた。その  
日、両親と面会てきて、院長の部屋か、医局だつたかと思うけど、  
そこで話したわけですが、医局は非常にかたづいているわけですね。  
それと病棟の様子があまりにも違う。それで、この病院ひどいと。  
ともかくこがら早く出してくれと八方手を尽していつて、結局I  
病院に移つていった。

今、良心的な病院とされているI病院へ移つたんですが、今から  
八年ほど前になるんだけども、当時問題がなかつたかというと、や  
はりそうではなかつた。これはあまり公になつていないと思うんで

すけど、受付病棟というものがあつて、五病棟といわれていて、そこから患者がいろんなところへふりわけられていく。病棟の中でも最初保護室に入れて、それから大部屋に移つて、それからまた二階に移つて、というランクがある。そういう段階を踏んでいく。それから、永久にそこから出られない人、不潔といわれている人も同じ病棟にいた。不潔の病棟の人とつき合うとダメだというふうなことになつてました。

その中でいろんな問題点感じたわけだけど、特に大きな問題としては、ずっと寝たきりだった人がいたわけです。冬の寒い中、暖房がついてなくて、カゼから肺炎になつて、その医療的処置も適切であつたかどうかという問題もあるけど、結局亡くなつた。で、同じ病棟の中でもぼくの部屋に暖房がついているのに、何故その人の部屋に暖房がついてないか、それはおかしいんではないかというふうに、病棟の患者が追及して、これを改善しないかぎり新聞に載せるといふことで、何回か話し合いをもつて、結局そこに暖房がついたわけです。それが具体的な患者会の形成過程だつたのかという歴史は、くわしくは知らないけれど、そういうことがあつた。

ただ当時ぼくはその中でどういう立場だつたかというと、やはり心では感じていながら傍観者の立場であつて、中心になつてがんばつていたのは、長いこと入院していく自分の問題としてそういうことを捉えられる人たちだつたのではないか。ぼくはやはりそこを一つの通過していく駅であつて、そこからシャバに出てやつていけばいいんだみたいに思つていていたという反省というか、その当時の意識をかえりみれば、そういう処があつたと思います。

それで、ぼくの病院体験の中で精神医療の問題という処でいえば、

やはり、ふつうの病院では患者の取り扱いが非常にわるくて、かえつて病状を悪化させるのではないかという問題。それから、いわゆる良心的な病院でもかつては問題があつた。もつと昔にさかのぼつてI病院のことを云えば、ベット数以上の患者を入院させて廊下でゴロゴロ寝させていた。こういうことを出てから告発してやるといふようにいつてゐる人もあつた。

#### カムフラージュされている病院は批判しにくい

D 問題点はいろいろあるんですが、良心的といわれる病院は、何とか、カムフラージュされているだけに、攻撃といふか、ぼくら側から自分のうけている病院医療について批判していくのがむづかしい。かえつて、はつきりした悪徳病院いうふうになつたら、世間の眼も許さないということでやりやすいけれど、良心的といわれる病院ではかえつて、医療内容の点検などもむずかしくなつてくる

というふうなことを最近は感じます。

A ありがとうございます。それではEさん、簡単に話して下さいますか。

#### リンチにはじまつた精神医療体験

E ぼくの場合は今から三年前の七七年二月にN大附属病院にいわゆるソウツ病の治療のために入院したわけなんです。入院形態は同意入院で、外来が休診のため直接病棟の方へ行つたわけです。閉鎖病棟に入つて下さいといわれた時に、はじめて見る精神病院の閉鎖病棟の異様な姿というか、入口が鉄の扉で鉄格子でかこまれているのを見た時に、入りたくないという気持ちがあつたけれど、とり

あえず診察はこの中でやるということで入ったわけですね。しばらくして主治医がきて、ぼく自身もなおりたいという気持ちがあつたから、入院した方がよいといわれて納得したんだけれど、ここ閉鎖に入院しなさいと云われた時に、どうしてこんな隔離された処に入院しなければならないのかとくいさがつた。だけど結局時間がないということで医者は病棟からでていき、今度は看護士に対して同じようなこと、どうしてこんな処に隔離されなければならぬのかということをくいさがつてある間に、ある看護士が、その時わからなかつたけど、保護衣をもつてきて、それで縛りつけようとした時に抵抗したら、四、五人の看護士によつてなぐるけるのリンチを加えられて、縛りあげられて、髪の毛をひきづるようにして保護室にぶちこまれてしまつた。それが入院した当日のことです。

その時は、こんなことがあつてよいのかという怒りで一杯で、その日は二時間後に主治医がきて、なぐられて口のきつた処を治療してもらつて、看護士になぐられ、縛られて監禁されたことを医者に云つたわけです。そしたら、医者は平然として、保護衣を使用して保護室に入れるのは正しい精神医療行為なのだと、たゞはじめての人には少々乱暴だつたかもしれないけれど、これは当然なことなんだという形で看護士の暴力行為を擁護した。それに對して事実を告発して闘うぞと医者に宣言したとき、医者は、告発するならしてもよいけど病気がなおつてからにしなさい、という形で、あくまでボクの抗議とか訴えとかを病的にしかみようとしているで、医者の方としては、病気だから病気が落ちつけばこんなことはなおるだろう、というような気持ちでいたんだと思うけれど、ぼくらその気持ちがあつたから、その後二週間後に開放病棟にやつと移された時に、医

者に云つたことを具体的に実行していったわけです。それは、一つには地元の新聞社に行つて、こういう事実があると話した。また知り合いの弁護士を通してその弁護士会の人権擁護委員会にもつて行った。しかし、いずれもぼくが病者だということで、問題が問題だけに扱つたことがない、むづかしいから、ということで門前払いをくわされた。もうこれはどうしようもないということで、自分で告訴状を書いて管轄の警察署へ行つた。警察官も、あなたは入院中だ、病者の告訴状は受けとれない、医者が病気がなおつたというまでは告訴状をうけとれないということで、そこでも門前払いをくわされた。

そうこうしているうちに、ある日外出から病棟に帰つた時に医者が待つていて、閉鎖病棟に移れ、ということで強引に開放から閉鎖に移され、闘いはつぶれた。その後、教授回診で、教授がボクの前に立つて「もう告訴する気はないかね」という形で問い合わせてきた。それに対しボクの方は、つぶされたということと、気持ちが沈んでいたといふこともあって、「もう告訴する気はありません」といつたら、教授は「あ、大分よくなつたね」といつてそのまま笑みを浮べて立去つていつた。その後、何回も外泊を願いでたが許されず、結局一週間くらいで外泊を認められ、その後二週間くらいで退院できただわけなんですね。

#### 患者の訴えを病的にしか捉えない医療者、健常者

E この間のことまとめてみると、あくまで、入院してしまつと、医療する側は「病」者の言葉を病的にしか捉えようとしない。正当な訴えがあつてもそれは力でつぶせば何とかなるという対応でしか

なかつた。で、たとえば看護者の暴力があつても医者は仕様がないと認めるので、「病」者がそいつたことをされる時に訴える場がない、ということを特に知らされた。マスコミもそうだし、警察もそうだし、そいつた処に訴えても「病」者だからということとてどうあっても見えない。ではどうすればよいのかということで一つの壁にぶつかつたのだけれど、それはその後、ある人がぼくの訴えをきいて対応してくれたんだけれど、それがキッカケで赤堀さんの闘いに結びついていったわけなんです。

で、「病」者が人権侵害された場合に訴える場が今の社会で全くないと。それで、何というか、本来、医療行為とされる保護衣の使用が看護者の制裁・懲罰みたいな形で使われるということが現実に行われている。そいつた、なんというか違法なことがあたりまえのこととしてまかり通っている中で、いくら医者が病気がなおらないとか、何とか云つても、そいつた体質があるかぎり、やはり「病」者は看護人とか医者を信頼できないと思う。そういう体質にメスを入れて「病」者と共にやつっていく姿勢をもつてゐるならば、信頼関係みたいなものもできるだらうけれども、今のような一方的な体制の中で、医者が患者に対しても自分を信頼せよといわれても、結局信頼できないと思うのです。

A ありがとうございました。それではFさんはどういう精神医療体験をもち、どう感じておられますか？

#### クスリと電気ショックに対する腹立ち

F ほくの場合はね、お母ちゃんも「病」者だし、お兄ちゃんも「病」者で、すごい腹立ちをもつてて病院のことなどいろいろ聞いていた。

その中でぼくが発病して、親も兄も面倒がみきれんということで結局入院させられてしまった。同意入院という形だけど。それで最初注射なんかうたれて大部屋に入つたんだけど、それから記憶がなくなつてぼーっとして、それで気がついたら保護室で、ウンコがでていて寝たままだつた。最初、保護室は一週間で済んだけど、だんだんクスリに対する腹立ちがあつて、パーキンソンがすごくで、足がもつれたり、ケインレンがおきたりで起きられんような状態になつたことが何回もあつた。その中で、クスリはのまん方がよいというのをみんなにふれまわつた。それが医者の耳にも伝わつたんだと思ふけど、電気ショックをかけられ保護室に入れられた。保護室の中で反抗していたんだけどね。保護室の中でもパーキンソンがおきて転げたりしたが、その中で、隣の保護室にいた患者さんに、おまえそんなこといふると退院できんぞ、といわれて、結局あきらめてだまつていた。パーキンソンを抑えるための注射だと後からわかつたんだけど、とにかく最初うたれた時嫌がつて抵抗したが、看護婦三人、看護士二人で抑えこまれて、注射うたれて保護室から出られなかつた。

その中でパーキンソンが続いて、敷布を蒲団に入れようと思つても入れられないし、あんたそれくらいのことができんと、社会の中でもできないといふし、胸の中でクソと思いながら耐えていた。それで九ヶ月くらい入院してたんだけど、いろいろ噂をきいたら、ほとんどの患者さんがわしら飼い殺しだといふし、電気ショックで以前に女の人が殺されたといふし、また、ぼくが見たんだけども、多分パーキンソンで御飯をたべようとしてもハシでつかまえることができなくて、結局だんだんひどくなつてかむことができなくなつ

て、点滴なんかで生きてたが入院して四ヶ月くらいで死んでしまつたけどね。みんな死んだと知っているのに、看護婦さんは、あれは死んだんではない、親が連れてかえったんだというふうにごまかしたりしてね。

退院しても、和式の便所の場合いつも後にころげるようになつたりしてね。ボクの場合は、クリスリと電気ショックに対する腹立ちと、それと病院に長くおらそうとする、ある程度なおつたとみても、もうちょっと居りなさい、あなたの洗濯したげなさいとか、何とか、職員みたいな形で使われて、ずっと入院させられていた。まあそれくらいでー。

A ありがとうございました。今まで、入院体験を語つていただきなんですが、最近の精神医療はもちろん入院もさすけど地域精神医療ということが叫ばれていて、それで入院体験はもたれてないけど通院体験をもたれているGさんあたりから話して下さいませんか。

#### 獄中治療は病気をよくするものでない

G 最初ね。ぼくが発病したのはある鬭争でバクられて、獄中で、独房の中で発病した。その時は救援体制がしっかりしてなくて面会とか差入れがおくれたと、そういう独房の中で家庭のこととか友人のこととか運動のことが気になつて、三ヶ月くらいで幻聴とか幻覚がてきて獄中で発病していった経過がある。その時、拘置所の中の医務官に訴える、しかしほとんどの場合は、鈴木君の場合もそうだつたんだけども、独房から外出たいための詐病じゃないかと、最初は症状を訴えたことに對して無視していく。そういう形で、

獄中の医療というものが病状をよくするものでなくて、むしろ逆にとじこめておくことが病気の原因であつて、その原因をそのままにしておいて、睡眠薬とか安定剤をのまして結局、一日眠つたような状況にしたり、何もできないようにしていくというのが、獄中での権力の側からの医療だつたわけです。

その後、出てきてからも運動をやつたりする中で何回も病気で倒れているけれども、一応H病院へ通院するまでは、一人で長年月かかりたけれども何とか克服してきました。しかし二回目か三回目かというときに、これではいかんということで、専門の医者にかかつた方がえんじやないかと。最初は状態が悪化しているということで入院手続寸前まで行つてたらしいんだけれど、実際に医者と話してする中で入院の必要がないんじゃないか、家庭とか、地域の中での生活とか、運動したりする方が、入院するよりも病状にとつてよいんじやないか、という形で、それ以後通院してゐるわけです。その中で、ぼくの場合は他の人とちょっと違うかもしれないけど、運動を一緒にやつている人が主治医になつてゐるわけで、医療そのものについて話してするより、同じ運動をやつてるという処で話をしてゐる。それでまだ、精神病院の精神医療について医者と話し、討論していくという形にはなつていながら、大まかな処で話してます。ボクの場合は、ちょっと違つて、運動をやつしていく中で、クリスリをもらつたり、話したりしてゐるけども、通院していく中で病気をなおしていくということでは、最低限確認してゐるわけで、今のところは何とかやつてゐます。

A 今Gさんから、自分の運動との関連で獄中治療・通院医療について話して下さつたのですが、同じく通院体験をもつておられるH

さんの方から通院医療について話していただけませんか。

### 最初は差別者だったけど

H えーっと、ほくの場合は仕事が長続きせず、家でふさぎこんでいたという状態が何年も続いていたことで、一九七四年九月だったと思いませんけど、両親にムリヤリひっぱられて始めて精神病院に連れていかれた。T病院だったんだけど。その頃のぼくはいわゆる差別者だったわけなんですね。それは何故かというと、何か犯罪があれば根拠もなく「精障」者の犯罪だと決めつけていたマスコミにうまくせられていたというか、だまされていたという感じで、非常な「精神病」に対する差別的な考え方をもつており、病院へ行つても待合室にいるのさえこわかったという状況でした。それで自分だけはいわゆる正常な人間だという考えをもつていて、ほかの人は、差別用語で申し訳ないけど、キチガイだという感じをもつており、病院の感じも暗い陰シッな感じをうけたわけです。そして何回か通院している間も、自分だけは正常で、ほかの人はキチガイだから何をされるかわからない、こわいという印象しかなかつた。

そういう中で、ほくの主治医が患者会運動をやつしていく、そういう関係から当時はM会への参加をすすめられて、その患者会を通じて病院での友だちもできたわけです。そして友だちから病棟へ遊びにこないかということで、はじめて病棟の中へ入ったのが通院してから一年半くらいたつてからじゃないかと思います。その時にはじめて精神病院の実態に触れたわけなんだけど、そこは開放病棟で、そしてそのT病院はいわゆる良心的な病院だといわれていて、温室だといいういわれ方もしていたわけです。で、その病棟をみた感じ

では、想像どちがつて、開放的で自由な雰囲気で、わりとましな処という感じをうけたわけです。病院ではじめて友だちができる、病院へ遊びに行くようになつて、ほとんど毎日、朝から門限の時間まで病院で遊んでくるという期間が相当ながく続いたわけなんです。そこでの感想を述べてみると、看護者の態度も柔かくて開放的かつ自由な雰囲気でした。

### 作業をして治療費をとられるのはひどい

H ただ驚いたのはいわゆる作業療法というもので、千円近くも治療費をとられて報酬は月千円にもみたないという搾取が行われているということ。これは治療だということで、あまりにもひどいと思つた。実際その後でいわゆる作業療法を体験してみたんだけどね。で、まあ、半開放病棟にも友だちがいますから面会に行つたりするけど、そこでもわりと自由な雰囲気だつた。ただ残念なのは閉鎖病棟を全然知らないということです。

それで医療の面なんですが、ほくの場合、友達からは、おまえはどこも悪くないんだ、何も悪くないくせに病院へ来て遊んでいるとか、あるいは運動をやつしているということについても、あいつは東京へ行つたとか、大阪へ、仙台へ行つた、遊び歩いているというひどい云われ方をしているんだけども、まあぼくは会議とか集会に行くだけで遊ぶ暇ないんだけど、趣味的にやつていていといわれているのが日常です。

まあ、病院へ行つても先生と病状の話もするけども、ほくの場合はややこしくて主治医が事実上、二人いるという形なんです。それはどういうことかというと、オヤジも「精神病」だつたんだが、T

病院でオヤジとぼくと同じ主治医だったわけですが、その後、N市の先生は、主治医が親子をもつのは駄目だというふうにいわれるわけなんですけども、そして、まあ、事実上、N市の先生に変ってT病院はクスリをだすだけと変えたわけです。今のところT病院の先生には運動の面の話に重きをおいて症状の相談はいっさいしない、

ということにしてる。N市の先生にみてもらつて症状の相談をやっているんだが、ぼくの感じでは、医者にみてもらつたからといって、よくなるとか気分が変わるとかいうものではないけど、不安な状態におちいった時など、医者にみてもらつたらどこか違うんじゃないかと、うまく表現できないけど、そういう気がするわけです。

A ありがとうございました。それでは最後にIさんに、Iさんの場合はS病院という古い体質の病院に相当長く入院されていたようなんですが、そこでどういう医療をうけ、どう感じたかをしゃべっていただきたい。

#### 人権を認めなかつた精神病院

I 私何をしゃべつていいかわからないのですが、S病院に入つてからは人権を全然認められないような看護をうけました。その前に

K病院とH病院に入つたんですけれど、一回目の入院では開放病棟でインシユリンをうけて、その後退院してからタイプを習いに行っていてわからなくなつて警察に保護されて、そのまま入院し、電気ショックを何回かうけていたようです。そこを退院してからH病院に入院したのですけど、H病院ではかなり人間的な看護をうけて、それで病院というものは暖かくて居心地のよいものだと思っていました。けれども奈良へ変つてからはS病院へ通つていて薬をのん

でいて、近くのヘップ屋さんに働きにいったりして、いろんなつらいことがあって、そのため薬を三倍くらいのんだんです。そして口が全然動かなくなつて食べることもできない、それで口が治らないといつて事と家族が勉強に対し無理解だったということから、S病院に入院したんです。

S病院では全閉鎖で、部屋に入つたらかちんと扉がしまつて、食事を持つてきた人が出るとまたかちんと扉がしまつて。私はそれで神経科だったものですから、はじめて精神病院という所を知つて異様な感じをもつたんです。それで鍵がかかることを何べんも母に云つたんですけど、退院させてもらえませんでした。私は、精神病院というものは精神を病んだ人を治すために暖かく見守つて、治つたら社会に戻すと、差別を全然考えなかつたんですね。そういう考え方だつたんですけれど、看護婦さんたちも、病院に来た以上世間では通用しないというし、先生もここへ來た以上ゆっくり治して、口が治らん以上、結婚しようとしても相手にしてくれないという。そういうことで、退院のことを云うと先生は逃げてしまわれる。

A 時間がないので後二、三分でやつて下さい。

#### つらかつた保護室の生活

I とにかく、はじめはすごく差別されて自分の自由な考えを理解されないのですごく反撥したんですけど、しまいにはそういう考えを捨てて、どうにかして社会に復帰しようとして、作業を一生懸命やつたり、洗濯作業に行つたり、みんなのつくろいのものをしたりするようになりました。看護婦さんも私がよく働くので差別されなか

つた。S病院に二回目に入院した時は、ものすごい差別をされ、病院の治療というのがすごく邪魔になつて、自分で裁縫もできるのに針もとりあげられるし、ラジオをききたいのにラジオもとりあげられました。

S病院に捕えられたという気になつて、逃げだしたため、保護室へ入れられて鍵をかけられました。保護室に入っている間に、裏に洗濯機の乾燥機があつて、それがブンブン鳴るのがガラスに共鳴してものすごく苦しいんですね。ブンブン云つてそれに堪えられないでの、看護婦さんに保護室に入つてみろと云つて、主任さんが廻つてくると手をひっぱつて保護室に入れようとするのですね。そしたら主任さんは怒つてしまつて、私のところは御飯を入れる時にバツと入れて、それがすむとバツと戸をしめて、見廻りに来る時も他の人のところはちゃんとあけて「どうしているか」ときくのに、私の所は御飯を入れると、食べかすを出す時にさつとあけるだけで、ものすごく苦しかったんです。そんな状態で、保護室から一步も出られないでの、脚が動かなくなつて、他の若い看護婦さんが、「Iさん、自分の食器をみんなの処へ置きに行つてもよい」と保護室から出してくれると、それを運んで帰つてくるだけでものすごく苦しめたんです。トイレに入つてもころころとひっくりかえるし、また、保護室の建てかえがあつて、あつちの保護室へ入れられたり、こつちの保護室へ入れられたり、そういうこともあつたんですけど、スチームが入つても、スチームが入ると酸素が不足してきて苦しいんですね。窓が高いからあけられないために息が苦しくなつて、それを看護婦さんに云つても全然きいてもらえなかつたんです。あまり苦しいんで暖房をとめてもらつたこともあるんですけど、そした

ら今度は板張りだからすごく冷えこんで夜になつたらブルブルふるえりのにお布団も入れてもらえず、座布団一枚で板の間に寝たり起きたりしていました。また、喉がかわくから、仕方なく、手を洗うためにくんである水をのんだこともありますし、そういう苦しい生活があんまりたまらないので、ある日、私の主任さんと仲の悪い主任さんが外を通りかかつた時、私の病棟の主任さんを「月給ドロボー」とどなつたんですね。そしたら、その日に、二階へ行くから用意しなさい、という事で脚がふらふらだつたんだけれど二階へやつてもらえたんです。二階へやつてもらつてからも、かなり長い間脚がフラフラで、廊下を歩いていてもころんなり、すべったり、便所で転んだりしました。ともかく二回目のS病院の際は、差別もひどいしかなりきつい看護をうけました。

A ありがとうございます。それでは休憩したいと思います。

## 2 「精神科治療」について

A 今まで皆さんにそれぞれの精神医療体験を話してもらつたわけですが、これから、そういう具体的な精神医療体験をふまえて、治療とか処遇とか、あるいは精神医療をどう変革・解体していくかなど討論していきたいと思います。まず治療についてですが、現在、治療の中心には薬物療法があつて、少しすたれてきたけど生活療法というか、作業療法とレクリエーション療法があり、更に精神療法というのがあります。そして、以前には電気ショック療法が全盛の

時代もあつたんですが、それが第四回全国集会ででてきました。そして医者の側からは電気ショックが必要な場合もあるということが云われたんですけど、その点についてはどうなのか？ここには電気ショックをうけた方とうけなかつた方とが居られるんだけど、その点について発言してくれませんか。

#### 電気ショックで友人の判断がつかなくなつた

H そのことなんだけど、ぼくはさつきT病院は良心的な病院だといいましたけど、T病院でも現在電気ショックが行われていることにショックを受けたんだけども、ぼくの非常に親しい友達が電気ショックを数回にわたつてうけているわけなんです。そして電気ショックをうけた直後、全然記憶がないんです。その彼が閉鎖へ移つて消防訓練か何かで外へ出してもらつた時にぼくと会つたんですよね。そしたら彼は全然ぼくのことがわからなくて戸惑つたわけです。友達の判断もつかない程記憶がなくなつていたということです。

A Cさんどうですか？ Cさんは電気ショックをうけられたことあるんですか？

C 私はないと思います。今度の入院の場合は明らかにないですね、三十六才の体験には。先ほどの問題に關係して話すと、一定精神医療を眺めたという体験があるために一応の知識があつたので、いつさいの治療を拒否していくというのが私の鬱いだつたわけです。だから、私の場合はすべてやられなかつた。電気ショックもやつてくれれば拒否しますし。

#### 強制治療としての電気ショック

B ぼくも受けたことないんだけども、K病院で電気ショックをやつてるかどうか追及すると、仮説があつて、頭の方に電気がたまる、それをやめさせるために電気ショックをやつしているんだという。それで、強制治療ではないんですかというと、ある程度強制治療だということを認めたんですけどね。

C 電気ショックは、それをうけた人は恐怖感をもちますし、記憶障害があつたりということで、患者の側からの否定的な見解がでている。でも学問的にいうと、電気ショックというものは混濁状態を覚醒させるという作用については、医者は今でもすごく魅力をもつているのだそうです。しかし、その害ということについては患者側に語られないんです。それはどういうことかといふと、頻度を多くすると外因性のテンカンになることが明らかになつています。私はそういうことは云いたくないけれど、これから拒否していくために、あえて赤裸々にいいたいと思うんです。

#### 電気ショックで読解力がおちた

F ぼくが入院してた時の友達だけど、その人の場合、今まで何回か電気ショックをかけられて、四回目に入院した時は食べんのだけれど、彼がいうには、電気ショックをかけられて食べられるようになつたと。けれどぼくの場合だと、昔はある程度本を読んでも読み解力があつたんだけど、退院してから本を読んでもなかなか読みとれないんです。今でも、ちょっとづつだけ読むようにしてるんだけど、何か非常にむつかしいように感じるんです。

## 電気ショックは断乎として拒否しよう

ですけど、今、中心となっているのは薬なんですが、それについてはどうなんでしょう。

A 私自身、すごく電気ショックをうけてきたんだけど、電気ショックをうけた当時のことはほとんど覚えてない。それでクスリにしても根本的には同じだろうと思うんだけども、やはり失われるものと得られるものとの比較評量の問題になつてくると思う。けれども、さつき云われた学問的といふか医者の立場からは“なおす”という点で何らかの理由づけがなされているけど、われわれとしては絶対に拒否していくことだろうと思うんです。

G 電気ショックについてはこの間大分問題になつてきたんだけども、ぼくが思うに、電気ショックを脳に与えるということは、医者にきけばウツ状態からぬけ出してよくなるということはたしかにあります。しかしその問題のは、その病人が自分自身で病気をどう克服していくかということの状況みたいなものがあるでしょう、それを完全に抜きにしてよくなつたとしても、その人にとって、その人の意志と無関係な處でてきた電気ショックの後の状態みたいなものはどういう状態なのか、本人の中で整理がつかないということがあると思います。また先程から云われているように後遺症が残るし、強烈な場合はあればたり骨折したりするなどというこ<sup>ト</sup>から電気ショックは治療でないと思います。それともう一つは、最初懲罰的に使われていたということから患者にすごい恐怖感を与えるということ、その三つくらいで、ぼくらの側からは断乎として拒否していかなければならないと思う。

A 今のGさんの話で、電気ショックについてのまとめとしたいと思ひます。それで、電気ショックは最近はほとんどなくなつたわけ

## クスリをのむと本が読めない

I さつきFさんが本を読めないと云われましたでしょう。あれは私はクスリのせいだとと思うんですけど、Fさんクスリのんでられないですか？

F 今はのんでいないんですけど、どうしてもという時はのんだりします。

I 私はクスリをのむと本をものすごく読みにくい。それから判断がおそくなる。インスピレーションといふか、感じ方が鈍くなる。H やつぱり、本が読めないというのは、クスリのせいといふのがあるんでしようかね。ぼくの場合はクスリをのむ前は沢山の本を読んでたんだけど、クスリをのむようになつてから、本に対する興味がなくなつたということもあるのかもしれないけれど、本を読もうと思つても読めない、頭に入つてこない、先へ進まないということがあるんですが、やはり、それクスリと関係あるんでしようかね。

## I クスリをのむ時とのまない時とのものすごく違いますよ。

### 医者はクスリの名称、分量、作用を患者に教えよ

D 今、本を読む時にクスリをのむとどうかといふ話あつたんだけど、一般的に、自分がのんでいるクスリがどういうクスリで、それがどれだけの分量入つてて、どういう効果をもつのか、副作用があるのかどうか、自分自身がもらつていてるクスリを知らない人が圧倒的に多いと思うんです。医者が勝手に調合して、これくらいならこ

れだけ入れたらよい、またわるくなつたからこれをこれだけ加えるといふうに、医者の判断で決まつてしまつ。ほかの病気だったら、きけばちゃんと説明してくれるけれど、そういうことを説明しないので当りますと、きいても何をきいてるんや、といふになつてゐる。またペテン使って、これはこういうクスリだと全然違うクスリを出してみたり、そういうことがあるんと違うのかな。薬物療法一般を語れないけど、敢えて語るとしたら、すべてそれが医者の手に握られている、多くの患者がクスリの名前も分量も薬理効果も知らないところにおかれている、とにかくあなたはクスリさえのんでもたらよいのですよ そういう云われ方をする。自分がのんでもるクスリがどんなものか、それが合うか合わないか、副作用があればどうすればよいかということを実際のんでもる人がきちっと知らないといけないんじやないか。それをちゃんと教えるくらいは医者のマナーとして確立させることが必要なんじやないか。

H その点について、ぼくの主治医は教えてくれますけどね。それからもう一つ、クスリをのむと体がだるく、えらいということがある。ぼくクスリのむ前は朝起きるのが早くて五時、六時頃から目がさめて起きられたんだけれど、クスリをのむようになつてから午前中くらいは寝とらないと起きにくい状況になつてます。

A 二・一事件の発端となつたもの、つまり鈴木さんとNさんの対立にも、クスリの問題があつたと思うんですけどね。ボクの場合は向精神薬というのは一種の麻薬だと思うんだけど、やはりのんでもるといふ状況がある。まあ、ぼくの場合はクスリの種類とか分量とかは、むしろ、こちら側から指定していくといふ状態なんです。それで、Bさんの場合、一時クスリがすごくつかつたように外から見

て思つたんだけど、Bさん自身どうだつたんでしようか。

#### 医者はクスリに依存している

B 今、入った時の1/10くらいのクスリをのんでいるらしいです。それでもボヤッとしてロレツがまわりにくい、それから、もちろん読解力も落ちましたね。まあ、医者はクスリは補助的な手段だと言明しながら、実は、治療法の中でクスリに最も依存しているという現実があるのと違いますか。

I 前の医者はクスリはのんだ方がいいとしか云つてくれなかつたけれど、今の医者はクスリはのまないにこしたことがないけれど、のまないとやつていけないから仕方なく出すんだと云つてて、わりと良心的と思うんです。

A ぼくの場合、クスリをやめて入院、そして退院してクスリをやめて入院、という現実をくりかえしてきました。それで、やはりクスリをやめるところ、という側面があつて、クスリについてはスパッとわりきれない。もつとほかに御意見ありませんか。

G クスリをのむ場合には、その薬理効果とか分量を医者にきいた上でのむ場合でも、一人一人ちがうし、自分でのんでもいるクスリが自分の状態の波の中はどう作用していくかを自分でみていくことが必要だと思います。

べきだ

クスリをのむ、のまないの判断は、患者の主体性にゆだねられるべきだ

A Eさんはクスリのんでもられるの？

E 今、少しのんでもます。一番ひつかつた時期があるんですけど

も、それは大学病院に通院していく、その過程で赤堀さんのことを作り始めた時期があつて、それを医者に話すと、医者の考え方からすれば、またソウ状態になつたんじゃないかといふ形で、そういつた処方をだしてきた。それがキッカケとなつてクスリをのまなくなつた。そういつた意味で、通院であれば拒否できるけども入院中となると拒絶することができない。たとえば食堂に集まつて看護者の前でのませられるとか。そういう意味で、ある程度、患者がのむ、のまないという主体性みたいなものが確保されれば、薬物療法は認めてもいいんじゃないかと思うんです。

G 入院中、クスリをのまんと何かやられるという、あれはおかしいと思う。入院していくものみたくない時があるだろうし、それは外でも入院しとつてもクスリをのむ状態みたいなものはあると思う。けれども、どうしても苦しい時にクスリをのむということはあると思う。

D まあ、クスリは電気ショックみたいな恐怖心をみた目には起させないということはあるけれど、クスリを出す医者と患者の関係といふものが良好にいっていないかぎり、同じ薬理効果をもつていても効き方が変つてくるんじゃないか。信頼関係がない処でクスリが出てくることがむしろ問題じゃないか。薬物療法の場合、その辺が一つのポイントになると思う。それとまた、病院経営との関係でクスリ漬け医療というものがあるんじゃないかと思う。

C 私はクスリはのまないといふことで八年間耐えつづけてきたんですけど、じゃ皆さんにのまないことを示唆したり、のまない運動

クスリは30kgの荷物

をつくつていくかといふと、それは否定的にしか答がでてこないわけです。ということはものすごく苦しいといふことです、のまないということは。それに耐えつづけて、その苦しさの時はのりこえてしまつたと思うのですけど、その中でクスリはどうなのかと、のまない私が考えてみていらんな現象があると思うんです。それで、私自身、今の主治医に会つて含蓄のある言葉をきいてるんです。クスリをのんでいる患者さんとのんでいない患者さんはどう違うかと云うと、のんでいる患者さんは約80キロの荷物を背負つているんだそうです。

B クスリの量にもよるでしょう。

C 量にもよるけども、だいたいのんでる人はそういう重力がかかっているそうです。そのことを意識して生活の基盤を確立しなければならないということで、私は一つのヒントを得たということです。それから、最初期医療でクスリをのませる場合、ぱつとクスリをもつてかえらしてとか、目安的に何百ミリのますのじやなくて、医者がクスリがきいていく状況をずっと見ていてあげる、そうしていると、一般に医者が投薬する場合の何分の一かですむそうです。だから、のませる状況と条件がどうなのかといふことによつてクスリは判断すべきだと。ところが今のように強制入院、一方性、信頼関係無視の中ではクスリをうんぬんすることはナンセンスだと思う。結論としては、患者が自分の適量を自分で把握していくといふ姿勢を保持することが必要だと思うんで、私は0の会ではそういうことで指導しているんですけど。

**医者が独占しているクスリの知識を奪還しなければならない**

A 今、のませる側とのむ側との両方の観点から云われたんですか

B さん、その点どうですか。

B 医者がクスリの知識を独占している、そのような独占された知識をこちらが奪還していく、ということが必要と思う。だから、もつと勉強してやっていきたいと思います。

I クスリといふものはその種類によつて効果が全く違つてきますね。判断から、行動から、感じることから、みな変つてくる。だからそのクスリが自分の生活にあつてゐるかどうかとか、自分が今どうしたいか、ということによつて、医者に合うクスリをだしてもらうことが必要だと思います。

### やはり副作用はこわい

A クスリについてそのほかないですか？

F ある程度、Cさんの云つてたこと納得できるんだけど、ぼくが思つてゐるのはね、クスリについてコントロールできれば最高と思うんですけど、その中で副作用のことが強烈に印象に残つてゐるんです。そういうことで、ぼくはなるべくのまんようにしてゐるんです。

D さつき、Aさんが云われたクスリのむ・のまない論争みたいなものが鈴木さんの時にあつたということね。一つは鈴木さん自身がクスリをのんで非常な副作用があつて困つたことがあるのかもしれないですね。

C そりやあるでしょうね。パーキンソンの症状の苦しさを私がみてきた時に、彼が無前提に医者を拒否していくことにつながつてい

たという可能性がありますものね。だから、信頼関係以前に、彼にどこまで医療を公開し、彼に納得させていく医療があつたのか、それを無視できないと思うんです。

A クスリについてほかに意見がなければ、いわゆる生活療法の中の作業療法というものについて、意見があつたら出して下さい。

### せっかくの入院なのに作業なんて嫌

C さきほどの薬の問題と関係があるんだけど、最初期医療の時にはドカンとクスリをもられるというのが通例なんですね。それが実際に患者にどういう影響を与えてゐるかというと、30キロ以上の荷物を背負つてることになるそうですが、そういう中で作業をやらせるということがどうなのか、という素朴なところで疑問をもつといふこと。二点めとしては、まず生活療法が出てきた原点みたいなところは、「精神病」患者は無為だと、差別用語だけど、無為にさしておいては生活を縮めてしまうという医者側の論理によつて、もう少し生活にケジメをもたせるために、病院の中でも何かやらせた方がよい、という非常に恩きせがましい論理だと思う。だけど実際に0の会の患者さんにきいてみたら、はじめはしんどかつたけれども、自分がある一定やれるような状態になつたら、それ程度までにガンガン云われなくても、一つは生活のケジメができるよかつたんだ、という意見があるんですね。だけど、個人的に私の体験の中で云えることは、せっかくの入院でしよう、自由になつた時間だから、私自分のしたい事やりたいわ。なんで他人にそんなことやらされなければならないの。私は、中で文学講座をやつてました。

A 私の入院体験では、作業療法というものが患者管理の手段とな

つていた、それはクスリもそなんですけど、管理しやすいように作業させておく、そういう側面がある。より根本的には、いったい作業といいうものは治療といい得るのか。刑務所なんかでも刑務作業といいうものが行われていて、それが社会復帰の手段だとされているのとパラレルに捉えられると思うんですけど、そういう点についてどうなんでしょうね。

D ほくの入院体験では週に一回三十分くらい、ほんのやつてますというような作業療法があつたんですけど、それがどういう目的でやられていたのかはつきりしない。むしろ、改革の途上でそういうものをだんだん無くしていく過程だったのか、それとも作業療法といいうものはI病院ではあまり重視しなかつたんだろうか、よくわからぬ。だから作業療法について、くわしい意見はないですわ。T 病院では作業療法は発達しているというが、それについてききたいです。

#### 作業療法は強制労働

H T 病院では、現在、作業療法としては陶芸とか印刷、それから電気の部品ばらしとかハンガーブルクリをやっています。そしてぼくも通院者ながら特別扱いで作業療法をやらされたわけです。院内の作業療法が続かなければ外勤は紹介できないという形で。ほくの場合は印刷だったんで、それはふつうの印刷工場と同じで、活字ひろいと活字ばらしと活版の組み立てをやつた。午前中二時間、午后二時間半で。しかし、これが療法になるかといふと非常に疑問に思うんだけども、ただふつうの会社と一緒にですね。朝、行つて、今日こういう仕事があると云われて、それをやる、そして一日の仕事を終

えたらハイサヨウナラと帰る感じで。それで一日作業療法の点数ははつきりしたことは忘れたけれど、たしか九〇〇円くらいとられているらしいんですね。

E そういったものを拒否した場合、不利益といいうものがないんでしようか？ たとえば入院患者の場合。

H 入院患者の場合だと強制的にやらされていましたね。作業療法が嫌だといつてはる患者が看護人二、三人がかりで抱きかかえられて作業場へ連れていかれるのを見たことがあります。

E だから結局、強制労働ですよね。

H ええ、強制労働ですね。ほくの場合も、拒否したら仕事は紹介できない、おまえは仕事のできん人間だというふうに規定されて、だから病院で仕事の訓練をさせてやるんだという形での強制治療ですね。

E だから、そこが問題だと思う。拒絶した場合、患者に不利益になるわけでしょう。そういう場合、まるで脅迫されながら作業しているということでしょう。新潟でも昨年の夏に、私立の病院が委託している民間工場に行つてる人が、単純な労働に嫌気して、工場が焼ければ作業しなくてもよいだろうということで放火した事件があつた。それが朝日新聞で『犯人は精神病者』といふような差別見出しで載つて、ぼくらが糾弾したこともあつたんだけど、それも結局、そこに行かなければ退院がおくれる、病棟を変えられるという強い力が働いていたためにそういうことが起きた。もし工場がなくなれば行かなくてもいいだろう、ということで。そこまで追いやつてまでもする程の効果があるのだろうか、という感じがしますけどね。

H そういう半面もあるけど、ある患者にきくと、作業療法はラクだ、外に行くときびしい、院内で適当に作業療法やつてれば適当に小遣錢ももらえるし、という感じで云つて居ました。ちょっと驚いたんですけど。

B 一日いくらぐらいもらえるんですか？

H 一ヶ月で千円にもならない。

### 病人が働くことの不自然さ

A 作業については、医療者側の論理としては、放置すれば荒廃するというような形で押しつけられてきた、という側面があるんだけど、全体的な状況としては、作業を含めた生活療法は過去のものとなつたと、鳥山病院の場合もそうなんですけど、だんだんすたれてきてるという側面はあるとは思います。ただ患者、ぼくらとしては、病院は休む処だから、病院でそんな働かされるのは嫌だと思うんです。

C 病人が働くことの不自然さを何もわかつていないのでね、治療と云つてゐるでしょ。これは逆倒してますよね。病人は休ませるのは当然なことです。たとえそれが精神疾患であろうとね。クスリによつて肉体的に大きな負担かかっているわけだし、病気というものは疲労の中からでてくるのに、それにクスリをのませて、その上に働かせるというのは物事が逆になつてゐると思うの。だから当然拒否すべきです。

B それは入院の初期の段階でしょ。そういうことが云えるのは。C いや、後期に至つてもです。後期に至つても私はやらないでしょう。

B やはり社会復帰に備えて、そのワシステップとして……。

C 自分でやります。ひとに袋貼りとかそんなことやらされるのではなくて、もっと知的な作業ができるはずです、人間は。

### 作業は患者の自立につながるか？

D リハビリというふうなところで、T病院の紹介なんかを図書館の本なんかにれいれいしく書いてあるんですよ。リハビリということは「身体障害者」のリハビリもあるし、「精神障害者」のリハビリもあり得るでしょうけど、リハビリのそもそもその意味、起源は何なのか。これは人にきいた話だけど、戦争で体の不自由になつた人が、その人にいろんな金を使わなくちゃいけない、国家として。それで、そういう人も労働力として最大限利用しようというところでやつていつたのが、そもそもリハビリのはじまりだと思います。反対からいふと、先に云われた強制的な作業療法といふか、強制労働が本当の患者の自立につながるかということが問題になつてくると思う。そういう意味では、いわゆる社会復帰といふものをぼくらの側からどういうふうに捉えかえすか、という問題が同時にでてくるんじゃないかな。社会の中でどういうふうに生きるのかといふことね。非常にむずかしい生活の問題とか、どういうふうに経済的な基盤を築くのかということを含めて。

ただ強制的な作業療法といふところで、自立といふか、社会で生きていくことに簡単につながるかといえばそうでない。強制労働の中では自発的な意志が奪われていくといふか、そんな感じがするけどね。それその人にとつて自立といふのは違うかもしれないけれど、もう少しそこのところを、ぼくらの生きていく術をどうかち

とるかということを積極的に考えていく立論も必要じゃないか。今、現行精神医療の批判という形で討論がすすんでいるので、ちょっとなじまないかも知れないと。

A 今、云われた順応型社会復帰、それはほくもDさんと同じように思う。T病院でもいろんなことやつてるけど、それがすべて順応型社会復帰の手段じゃないか。

H そして、ひどいことにその一ヶ月千円しかない報酬さえも療法だということで、払わなくていいという意見さえあるんですね。

B 療法という言葉をはぶいたらしいんじゃないか。ただ作業ということにしたら……。

A それで作業であつたらいいわけですか。

B 療法というものを拡大していけば何から何まで療法になつてしまふ。医療と患者の話し合いさえ療法になつてしまふ。だから、ふつうの使役という形で報酬が本人にかえつてきたよいと思う。

D だから、基本的にT病院のように作業療法として確立したものとしてやつてるとここの問題ははつきりあるだろう。一応、任意の作業というところでやつている病院があるとしても、それが先云われた順応型社会復帰論に基いて立てられた作業なんか、そうでないかという問題があるんじゃないか、ということでしょう。話を整理すると。

#### 作業は患者の主体性を奪う

C 私もつとおもしろいと思うのは、精神分裂病者は主体的主体のない人間だといきるわけ、精神科医はね。主体的主体がないというのは、自らが自らでその生き方を決められないということだろう

と思うのね。そういう私たちに逆に作業療法が生きづける以上、主体を奪つてるのは精神医療なわけ。だから云つてることとしていることが矛盾してるのは精神病院と精神医療だと思うのよ。そういう意味で、私はあらゆることが療法であつてはいけないと思うのです。クスリが主體性を奪つてると私は思いますね。クスリをのむと、しんどいから、めんどくさいから、人の云うこときかざるを得なくなるわけ。それで主體性もなくなつてくる。判断が劣るということは自分で自分を確立していくことができない。

C そういう面はあるでしおね。だけど、云つてることとやつてることと違つてるのは精神医療だと思いますけど。主體のない人間だつたらね、われわれに主體性もたせるよう、さあ好きなようにやりなさい、どういう生活でもやりなさいというのが当たりませぬ。主體性を奪つておいて主體のない人間だときめつけるのは、どうも論理がむこうの方が矛盾している。そういう意味でも私は作業に反対です。

## 3 精神病院の処遇について

A 治療の問題はそれくらいにして、あまり時間的な余裕がないんだけど、処遇の問題について討論したい。

D ちょっとそのね、治療と処遇をわけた意味というか、処遇とはどういうことなのか。

A やはりメシをくつたり、ねたり、外出したり、そういうことは、

一応治療とは別のものとして分けているというだけのことで、もちろん、そういう治療、処遇を含めたものとして精神医療があることは事実なんだし、仮に分けているだけのことです。まとめやすいようになります。

#### 通信の自由の制限は反医療行為

C 通信・面会の自由で発言したいんです。いろんな論議があると思うんですけど、中へ入った者の云い分としては、まず手紙を読まれるということが前提になつた場合、こちらがどんな心理になるかといえば、一つは医者によく思われたいと一般に思うから書きたいことも書けない、それから二番目に内状バクロの手紙を書くことによつていろんな形で制裁うけるということを誰よりもよく知つてるのは私たちなんですね。要するに本当のことが云えない。もし精神科治療が自己解放を理念とするのならば、それも精神医療の矛盾だと思うのね。だって、本人が手紙書く時に本人が自分で抑圧することでしょう、通信・面会の自由がないということは。だから、それが反医療的だと思うの。私は治療論から云つてもおかしいと思うんです。それにこれは明らかに違憲行為です。反医療的、違憲行為やりながら、それを精神医療というのだつたら、精神医療を見せてもらいたいと思いますよ。

#### 面会を拒否する自由も

A 通信・面会の自由についてそのほかありますか？  
D 一つ、あまり重要でないかも知れないけど、自由ということの中に拒否の自由も考えなければならない。やはり、あいたくない人

とは会わないですむということでなければならぬと思う。ところが、実際は、今日あいたくない、ということができるかというと、そもそもなかなかむづかしい。"面会です"ということになっちゃうと。

A 今、面会の自由について、患者本人に拒否権がなければならぬ、といわれたけれど、ぼくは、それは当然、面会の自由の中に含まれていると思います。

H ほくのT病院の例でいうと、面会の自由は大巾に認められています。ふつう面会票がいるんだけど、ほくの場合、面会票もつていかなくても面会さしてくれるわけです。そして病棟の中へ朝の八時頃から夜の九時まで病院で遊んでくるという時期があつた。

E そんなことどこもあるんじやないか。通院患者とか、もと入院していた患者は、他の関係者以外と違つて慣例的に認められるというの。

#### 面会に際して元患者を差別する病院

A ほくら逆でしたよ。S病院の場合は、S病院も以前は元入院患者は自由に病棟へ入つていけたんです。ところが最近は逆になつて、ふつうの人は面会室に行けるんだけど、元入院患者は面会室へ行けないと……。  
E それはおかしいなあ。  
C M 大もそろよ。私がまたセン動するという見方されてね。いつさい入れてもらつたことないよ。退院してから。  
A S 病院の場合、われわれは、元入院患者を差別しないということではかちとれたわけですね。

### 通信・面会の自由を法律的にもかちとることが必要

G 通信・面会の自由に関して、強制入院でね、不審者ということでお警察官の通報で措置入院させられた場合、こちらが行つてもあわせられないという中で、閉じこめられた本人はものすごい恐怖感と絶望を感じる。やっぱり強制入院させられるような病院はあくどい病院が多いわけで、坊主にされたり、という人がほくらの患者会にもいました。自由が完全に奪われてしまつて、しかも状態がわるい時にね、全く孤立の状態におかれるとことを考えた場合、やはり通信・面会の自由を法律的にもかちとつていかなければならぬし、ひとつひとつ個別の病院でも患者会が面会に行くことを通して、その制限みたいなものをうち破つていかなあかんのとちがうか。

A 通信・面会の自由も、そして閉鎖の問題も、入院者に対する行動制限の一つだらうと思うけど、そういうものを含めて、施設に閉じこめられていることによる病院抜けみたいなものがでてくる、果たして今の精神病院が病院なのか?

E よく医者から、精神医療の基本は医者と患者の信頼関係ウンスンということをきかされたけど、いつたん入院してしまつと患者は鉄格子で隔離された一つの病棟の中へ閉じこめられて、医者は何でも自由にできる状態の中で、患者はあらゆる面で制限されているわけね。医者は患者に対して医者を信頼しないといつのに対しても、逆に医者が患者を信頼してゐるならば、何故そんなところに閉じこめておくんだという、今の医療とか、医者全体に対する批判があるんです。そういった体質があるかぎり、本当に対当な形で話し合うことができないんじゃないのか。

C 一つね。閉鎖制にすることが患者の利益につながるかといふと、そうでないと思う。

E たてまえとしては、患者のためにとか何とかいうけど。

### 医者の自己保身のための閉鎖

C うん、個別性はあるにしろ、たとえば“追跡妄想”なんかの場合、やはり鍵があるところの方が楽な人もあると思うけど、一般的の患者にとって閉鎖がどういう意味があるのか。保護室に入つた体験者が多いからわかると思うけど、私の体験でいうと保護室に落書きがしてあるんですね。“ぼくは何故こんなに馬鹿なんだ”“神さま、ぼくは悪い人間なんだ、許して下さい”というような落書きがあるのだが、それを見た時に私が感じたのは、“この世の果てなのよ”ということ、もう末端なんですね。保護室は流刑の地のまたその流刑の地なんですから。だから、そういう意味では、もう末端だけれど、そこでも自分自身をいじめるというか、そういう患者の姿がうつってきたわけです。そしてこのことは閉鎖されている病院についても云えるんじやないか。ぼくは鉄格子の中に入れられて、自分はばかだつたんだから、というふうに。自分に追い目をもちながら、なおかつ責めを負うという患者の心理状態を全くわかっていない人がやることだと思うのよ、閉鎖というのは。本当に患者のために、患者自身の解放と治療を考える医者だったら、鍵は即座にはすすと思うの。だって、鉄格子の中に入つたということは、病気がなおつて社会復帰しても自分の心の中でじくじく痛みづける私たちの神経を医者はわからうとしない。保護室に書いてある落書きすら本当の人間の感性をもつてみられない医者があるかぎり、開放病棟

にならないと思うの。感性の問題だと思うの。そういう感性をもたない医者だから、自分たちが事故をおこしたくない、閉鎖なら事故がおきないということで、自分たちのための医療であって、患者のための医療じゃないわけ。本当の患者のための医療だったら、じくじくと痛む患者の神経をわかつて、鍵の中へ入つていたという痛みを解消していくことからまずはじめるのが精神医療じゃないの。自分たちが、事故がおきたということで社会から誹謗されないために、自分たちの保身の中で医者が鍵をもつてていると思うの。鉄格子をもつてていると思うの。それをあけはなすことからしか精神医療ははじまらないですよ。人間のノーマルな神経だつたら閉鎖なんてできないうと思うの。医者の自己保身ですもの。事故をおこしたくない、ということ、それだけです。

E ただそこで自殺とか人殺しがおきても、じゃ医者が責任をとるかというと、責任とらないですね。

C だって、鍵がかけてあるところでも自殺はあります。

E あるから、逆にいえば当然責任をとつてもしかるべきなのに、万全をつくしたからしようがないという形で切り捨てられる。

C 何事故を起すのか、何故自殺するのか、あるいは殺人を犯したとしても、それは本人というよりも医療従事者がその人自身を受けとめられなかつた結果としてあるわけでしょ。医者側がきちつとした信頼関係もつてたら、そんなことないはずです。それはデカちやんの問題でも云えるでしょ。最後の最後まで信頼する人には電話かけつづけてきたんだから。

#### 最初に力で屈服させるところから『治療』がはじまる

D 同じことくり返すみたいだけど、やはり保護室の中で圧倒的な力で抑えこんで、クスリとか保護衣とかいつたもんで物理的にこれだけの力があるんだと病院の方が見せて、おまえは自由にならないんだ、そう扱われて当りまえの人間なんだ、こちらに従え、といふうなものとして保護室や鉄格子があるんじゃないか。圧倒的な力でおまえのことなんかどうにでもなるんだということをわからせて、それから治療に入るんだと思う。決定的に屈服させて、何でもいうことをきく、というふうになつた上で、そこから始まるんだみたいな考え方があるという気がする。ぼくはそういう力によつて屈服して保護室からでてきたという感じではないけど。

それで、次に待ちうけていた良心的な病院は非常に巧妙な方法で屈服をめざして迫つてきた。さつき論議にならなかつたけど、心理療法的な迫り方、これも非常に人を痛めつけるわけね。そういう療法とかランクがあつて、それを上昇していくためにはこれこれを守らなければならぬといふことによつて規制していく。だから物理的・暴力的装置もたなくとも、そういうことによつてランクづけして、おまえは保護室、これこれができたら大部屋、これこれができたら二階へ、これこれができたら開放病棟、といふうにね。

#### 開放病棟にも、見えない鍵と鉄格子がある

D ところが開放病棟へ行つても、ぼくの入院当時ですけど、結局鍵はないんだけども開放といふのは名前だけで、そこに鍵があるもんだと考なきやその開放病棟におれないといふシステムがあつ

たわけですよ。非常に巧妙な処遇があつた。暴力に対してもこちらが反抗心もつんだけども、これだけのことは守りなさい、それができんかつたらおまえは駄目なんだ、という巧妙な処遇のやり方、あるいはそれが治療の一環となるのだろうけれども、だから主体的に選びとつたような形で自己規制を強いていく、見えない鍵と鉄格子がある。それが病院の外まで延長されていくという感じで、その方がもつとおそろしい人格改造じゃないか。

で、ぼくはその辺の方が高度の技術なんじゃないかと思つてちょっとおそろしいんですけど。現在、精神医療の動向が開放病棟に進んでるといいつつも、その中でどうなのか。クスリの量がふえてないか。あるいはランクづけがあつて開放病棟に至るまで非常な手続が必要だとか。

一回脱院できるような状況があつたわけだけど、しなかつたのは、行くとすれば友だちのとこしかないということで、そうするとオヤジとかそういうところへいって逆戻りするだけで、疲れるだけだからやめだと。それは地域管理体制とつながりがあるんだけど、それこそ見えないオリがあるという感じで、結局出ても中へ入つても一緒やということで、脱院はしなかったのですけどね。非常にむずかしい問題で、それをどのように撃ついくかというたら、もつと原則的な意味で、ぼくらが求めているものは何かを鮮明にしていくことに主眼をおくことが必要じゃないか。そういう積極的な自己解放論をたてないと、見えないオリヤ鍵に、孤独であればある程とらわれていくと思う。

A 今、開放と閉鎖についての話でたんだけど、ぼくらの場合は、一応、閉鎖から開放へということで信貴山の問題やつてるんだけど

も、果たして開放されている病院がそれでよいかというと、そうじやないと思う。いわゆる厳格な管理からソフトな管理への移行ということで、開放ということはいかにもいいと良心的な病院は云つてるけど、果たしてそれだけでいいのか、ということはあると思う。

C 少なくともまず鍵をあけなければならぬ。まずそこからです。

#### 閉鎖が必要な時があるのか？

I 私はまえに神経科へ三回入院したんですね。その時のアレでいいと思うんですね。神経科の時も精神分裂病で入つて、精神科へ入つた時よりもつとひどかっただんです。その時の閉鎖というものはほんとに少ししかないです。ちょっとの間入つて、この人大丈夫ということになつたら、附添えさんや看護婦さんがついたりして出られるんです。そういうアレだつたら閉鎖でもいいんじゃないか。本当にわけがわからなくて、その間だけだつたら。本当の意味で保護するということですね。それくらいだつたら許せると思うんです。自分自身も安心だし……。

A 今、閉鎖もある程度仕方がないといわれたんだけども、ぼくとしては、今の社会状勢では仕方がないといいう側面はあるとしても、精神病院というのは最終的には下宿屋にならなければならないと思うんですけどね。

B まあ今の社会状勢の中ではね、症状がわるくなつた場合に、開放よりも閉鎖の方がいいと望む患者がいるわけなんですね。その人たちをどうするかということもあるんじゃないかな。

### 閉鎖病棟では閉鎖にみあつた生活態度を身につけさせられる

### 大部屋ではプライバシーがない

A 閉鎖を望むというのは、ある程度入院体験があつてね、そういう閉鎖病棟で閉鎖に適合する生活態度を医者とか看護婦から植えつけられて、閉鎖での生き方みたいなものをもつてて、その結果、閉鎖の方がいいといつてているんだと思うんです。

D Bさん、どういう理由で閉鎖の方がいいと云うんですかね。

B ほくでも閉鎖の方がいいと思ったことがあります。

A そりや閉鎖の方がラクだという側面がある。上から全部決められてくるわけで、自分で判断して決める必要がない。そういう状勢に慣れてしまつたら、開放へ行つてもそういう生活態度が身についているから、それが持続する。自分がどういう感情をもつていいかということさえ、閉鎖に長い間いるとわからなくなつてくる。そういう状況があると思う。だから、外に居る者がいきなり何故閉鎖を望むかということがわからない。そういうのあるのかなあ。

D Bさん、入院中の人ですか？

B 入院中の人です。

A そうでしょ。既に精神医療をうけている人でしょ。それは先いつたように、今までの精神医療が、すべて命令されて、それで開放へいつても……。

B それだけではないと思うんですけどね。やはり症状の関係で、ウツ感が強い時は閉鎖を求めていくということはあり得ると思うんです。

I ワイワイいうてくるとうるさい、ということもある、やはり人になりたいとか。

A まあ、ほく自身も入院体験かえりみれば、保護室へ行きたいと思つたこともあつたんだけど、それはどういうことかといふと、いわゆるプライバシーが保てるということで保護室へ行きたいと思つた。ほくらが入院していた病院では三十人くらいが大部屋につめこまれていて全然プライバシーがなかつたからね。保護室なら一人でおれるし。

D たしかに似たようなことがあつた。大部屋で二十人くらいいて、実際に保護室へ入れてもらつたこともあるんですよ。それで保護室にも四段階のランクがあるんですよ、窓があるとかないとか。現在、I病院ではどういう分け方をしているのか、入院する時に既にふりわけてしまつているのかもしれませんね。そういう意味で、受付病棟の中での差別性というか、ランクづけがある。K病院なんかは、閉鎖から開放に移るにあたつての基準みたいなものはあるわけ

？

### 閉鎖と開放のふりわけは何を基準にするか

B まあ基準ね。そんなんないと思うけどね。医者の恣意的な判断でやつてるんじやないか。恣意的か科学的か知らんけどね。

D これならいける、と医者が思えばということですか？

B うん、最初から開放病棟の人も居るしね。そういう段階ふまんと。

- I 開放病棟に居てて、自分でわからなくなつたりした人を閉鎖に入れるだけですね。もし開放から閉鎖に移すとすれば。
- B 自殺未遂とかね。
- A D みんな疲れてきたんとちがいますか。休憩とりませんか。それでは休憩とります。

## 4 「精神医療」変革にむけて

A 今までいろいろ話して頂いたんだけど、それをふまえて、精神医療をどう変革・解体していくかということ、これは非常にむずかしい問題であると同時に、今までにも語られてきたと思うんですが、最後にそのまとめみたいなものを話していただきたいと思います。

### 自らの力で変革することが必要

D ぼくが考えているのは、今日「病」者が集まってるからといふわけじゃないけど、「病」者が集まつて力をもつて変革していくかないかぎり、待つて棚ぼた式に変革されていくと考えるのは楽天的すぎると思う。患者の側としてどう考えてるかということをもつと大衆的にアピールして、みんなの支持を得ながら、患者の力を結束して変革・解体しなければならない。それに、さつきも云つたんだけど、積極的にぼくらの方の自立をどう考えるか、あるいは、ぼくら自身が病気を自分でどうコントロールしていくかをもつと考えていくことも重要じゃないかと。今、現行の精神医療に対する批判

として云われているんだけども、ぼくらの側からしてどうなのかという立論を、もう少しスッキリ、それぞれの意見を出しあつてまとめていくことが必要な時期じゃないかと思います。

### 患者どうしの支え合いが必要

C いろいろ具体的に着手しなければならないことはあると思うんですね。でも、精神医療のあくどさとか、犯罪性とかいうものは、一口にいつたら当事者抜きで一方的につくられたものだということが一つ云えると思うんですよ。それから、もう一つは、精神医学そのものが診断学であり、分類学ではあるけども、治療論が確定なものだということ。そういう意味で、もう少し医者に謙虚になつてもらうよう、やっぱり追及しなければならない。

それと同時に、患者側も自分の病気ですから、特に私たちは体験者として話しているわけですから、一定程度の知識をもちながら病気をどう捉えていくかを話し合つて深めなければならない。先ほどBさんがいわれたように、「病」者側が知識をもつというか。中国なんかではランクがあつてね、ABCという。それでなおつてきた人がAランクとすれば、次のおりかけのBランクの人の面倒みるとか、Bの人がCの人をみるとか、患者同士の相互の支え合いがあるときいてるんですよね。特に、治療論が不確定な中での精神医療では体験者こそが権威者だという点で、権威という言葉はあまりよくないけれども、そういう意味で相互に支え合いながら指導する中で真の医療をめざす方向でしか、アンチテーゼとしてたてられないと思うんです。

それからもう一つは、偏見の除去一つにしても、一番大きい偏見

をもつてるのは医者側じゃないかと思う。医者側の偏見の解体と同時に、社会の偏見も解体していかないかぎり、精神病院だけを問題にしたって、受入れるいれものが変わらないだろう。むしろ、病院への舞い戻りが頻繁に行われて、その中で病院の傲慢さが増長してゐるわけだし。その意味で社会の意識変革、あるいは構造変革を徹底的にやらないかぎり、本質的な精神医療の解体に迫る力量がつかないんじゃないか。受け入れ側を私はすごく問題にするんですね。だから、患者会運動の中で、一定相互の支え合い、あるいはお互の指導の中で自立解放がめざせたら、精神病院は全部カラッポにできると思うんです。その時は、おそらく精神医療、精神病院が問題にならない時代がくるんじゃないかな。せいぜい休息場所、あるいは駆けこみ寺の意味しかなくなつてくる。

#### 偏見に対する闘いが必要

H やっぱり、差別をいかにしてなくしていくかということが重要だと思うんですね。ぼくは、先に、以前は非常な差別者だったと述べましたけれど、やはり病院へ行つて「精神病」者とつきあうようになつて、実際は、キチガイ、イコール危険人物でない、実際はみんな心のやさしいよい人ばかりなんだということが実感としてわかつたわけなんです。だから、「精神病」者がどういものかといふことを広く社会に訴えていく必要があると思うわけなんです。そうでないと「精神病」者に対する偏見がなくならないと思うんです。そしてそれが精神医療をいかに変革していくかということに結びついていくと思うんです。

#### 「精神障害」者の実態がわかれれば差別はなくなるか？

H やっぱり、ほんなんかの意識変革というものは自分でも驚いているんですけどね。すごい差別者から、こういう運動にとりくむよ

#### 地方では「精神医療」の変革はなかつた

E たしかに個々の意識の変革というか、偏見とか差別意識の変革といったものは、体験を通して変えられていくということはあると思う。それと同時に、社会とか体制によつてつくられている差別社会というか、「精神病」者に対してはいわゆる精神衛生法というものがガンとあって、それに基づいて精神医療というものが行われてゐるわけでしよう。だから、そういう社会一般の偏見とか、意識の変革と同時に、法律の中の行動制限の条項とか、措置入院とか同意入院の条項なんかを象徴的にとりあげて、何というか、医療する側の論理だけで医療をうける側の病者の声が無視されているという、その現実を押し出していくといふかな、その必要を感じるんですけどね。

それはやはり、個々の闘いを通してやつていくしかないんじやないか。たとえば鈴木闘争とか赤堀闘争の中で、また広島でやろうとしている個別闘争の中でやつていく、それがやはり単に個々の闘いに終るんじやなくて、たとえば「病」者集団の中で常に連係を保つた形で闘いをつくりあげていくというかね。東京とか大阪とか、大きな都市部での精神医療の変革というものはあつたけども、地方ではなかつた、現実に。それがこれから運動で絶対に必要になつてくるんじゃないかなと思いますけども。

ようになつたということで。だから、「精神病」者の実態をみる必要があると思うんです、じっくりと。

E ただ逆に云えば、知っているが故にやつての差別というのもあるんじゃないかな。それを利用しているというか。それでいけば、みんな実態を知れば差別がなくなるかといえば、そうじゃないと思う。

H しかし実態を知らないで、噂話しとか偏向マスコミの偏向報道でデッヂあげられると、それが一般の人にキチガイはこわいものだということで、いわゆる差別分断政策があるんですから、実態をわからせるというのは一つの重要なポイントだと思うんです。まあ、実態がわかれれば差別がなくなるというのは云い過ぎかもしませんけどね。

F 思うんだけど、たとえば「病」者が発病したところを健常者がみて、おかしい、おかしいといふことで広まるとか、それは実態を知っているんじゃないくて、知らないと思うのね。何故そういうふうになつたんかというところでね。たとえば、ぼく自身、部落民であるし、部落差別のことでいろいろ考えをもつてやつてたんだけど、何故そういうふうな行動にてんか、そこまで追いこんだのは何か、という処をつきつめていって、本当に知っているんじゃない。そういうふうな表面的なところだけみて偏見がどんどん普遍化してきたと思うしね。

### 健常者に傷つけられて病氣になる

I たとえば「精神障害」者は小さなこといつても傷つくでしょ。そしたら、それは病気だからそうなると思ってるわけね。そうじゃ

なしに、そういうふうに傷つきやすいような優しい性格の人だから傷つくと。ふつうの人はそういうことを云われても、人をおとしい

れても平氣でいられる、その平氣でいられんのが病気だと余計いわよね。そしたら「精神障害」者はよけい傷ついて病気になつて。病気になるようじゃあかんやないか、そんなんでやつていけんのが当りまえやとバカにしていくわけね。それを本当は自分たちが傷つけるから病気になるとわかつたら傷つけられなくなるわけね。そういうことがわかつてない人が多いんじやないか。傷つくことを自分が云つて、自分がまちがつていいと思わないで、「精神障害」者がダメやというわけね。

F ほくの場合やけどね、すぐ抑えるんですね。どんどん蓄積されて押しこめられていくうちバツとでるんやね。だから、性格とかいろいろあると思うけどね。やはり、何故こういうふうなところに追いこまれたかを見ずに、表面だけ見て偏見がどんどん生まれるんだと思うね。

A ちょっと話がずれてきたと思うんだけど。いわゆる精神医療をどう変革・解体していくかということとの関連において話していたときたいんです。それで、今まで精神医療運動として行われてきたのは、いわゆる良心的な医療者の側から一方的にやられてきたという側面がある。患者は依然として客体なんだということでは同じなんだ。これに対してもわれわれはどうかかわつていつたらよいのか? 単に変革するにとまらず解体するとなつたら、精神医療者の精神医療問題というんじゃなくて、患者がやはり主体にならなければならぬと思うんだけど、その関係性みたいな点どうですかね。

**医者の考え方をくつがえすようなものを突き出す**

**D** 今、医者がする変革運動と病者の方が主体的に闘う運動との関係みたいなところで云われたわけだけど、ぼくらがそれこそ主体となつてやつっていくには、もつと煮つめていかなければいけないことがあるんじやないかと。また元へ戻るみたいだけど、批判という形をのりこえて、もつと自立の問題とか、そのために具体的にどんなものが準備されるべきか、それぞれの病院の中でどういう問題があるのかを掘りさげていく必要があると思う。そして、医療者の考え方を根底的にくつがえすようなものをぼくらの方から突きだしていくのかぎり、変革は非常に困難だし、医者サイドになつていくだろうと。

#### 人権闘争としての解放運動

**C** 大きくいってね、精神医療を支えている精神衛生法をどうみていくかということ、それへの闘いが一つあると思うんですね。それともう一方で、人権無視の精神医療に対してもうわれわれが人権意識をもち、人権保障を具体的な闘争課題としてどうやりきるか、といふ二つがあると思う。だから、どのような闘いも、われわれの人権闘争という形で、たえず運動内容を点検しつつやっていかなければならぬ。今いわれたことは氷山の一角だと思うのね。やはり人権闘争として位置づけることが必要と思う。だから、今、精神医療を変革することの具体性をね、いおりとしても、あまりにも広くて深くて、とてもない大きなテーマだと思うから、やはりその辺のところで意志一致して、私たちの解放闘争は人権闘争であるという

ところで、しめくくりたいと思うんですけど、いかがでしょう？

**B** まあ人権の意味いろいろありますけどね。

**C** いろいろあると思うけどね。

#### 全体的な社会変革が必要

**B** ぼくがちょっと感じたのは、ある人がどうして病になるかということなんんですけど、やはり、さまざま社会の矛盾とか階級矛盾、そのようなものに相対的に規定されて病気になるとすれば、ぼくらが病気なおつても、また別の人気が病気になると。そういう社会体制がつづくかぎり。だから、もつと全体的な社会変革が必要じゃないかな。

#### これ以上やられないという防衛的な闘い

**D** えーっと。精神衛生法体制の問題なんだけど、やはり現実の差別社会と相關的な関係にあると思うんですよ。一つは法律が通つていくことの下地が経済的にも階級関係の中でもあつただろし、資本の要請もあつただろし、差別的なイデオロギーにまきこまれていくような大衆の意識があつただろし、生活危機の中で。で、現在、保安処分を推進していく植松とか、意識的にそういうイデオロギーをもつてあおつていくという攻撃やつてるわけでしょ。で、やはりぼくは、精神医療の変革・解体ということは一つ立つんだけども、これ以上にやられないためにはどうするかを考えていかなければならない。やはり防衛的な側面というか、今の攻防関係では、権利剥奪されている中ではね、防衛的な闘いにならざるを得ない。もつと攻撃的に、人権奪還というか、そこまで本当に見渡せ

る闘いみたいなものを理想からいえばくみみたいと思うんだけど。まだ防衛的なところでキチッとやりきることが必要なんじゃないかな。

これ以上やられないというところでね、最低。

で、さつき社会変革という形でBさん云われたわけだけども、現在、労働者解放とかいう形で闘っている部分が、どれだけ差別意識を克服して、「精神障害」者解放を闘いとれるような社会変革のために、今何をやっているのかとも厳しく問われなければならぬし、そういう人たちに対しても自己変革をほくらの方から迫つていかなければならぬと思う。

### 精神医療と他の運動の絡みあい

A Gさん何か……。

G 精神医療の変革と解体という形でいわれたんだけども、今の状況見渡すと、精神医療の変革・解体を闘っていくことそのものが厳しいといふか、困難な状勢に来てるんじゃないか。特に、先程からでてるけど、保安処分の動きなんかもこの処沈黙してたけど、最近、保安処分を立法化するという形でまた動きがでてくる。そういうものに対する闘いをキチッとやっていかないかぎり、そういうものを別の處に抜き去ったところで精神医療の変革とか解体とかはできなんじやないか。精神病院以外のところで、「精神障害」者とか常習犯者みたいなものを永久に隔離し、抹殺していくという体制そのものが行き上つていく形での問題をたてた場合、やはり、そういうものに対する闘いも必要だと思います。それと同時に、ほくら、つまり「病」者集団の運動で、Aさん先いわれたけど、患者がね、客体から主体になつて運動すすめていった場合に、鈴木君の問題で

クスリの問題とか、病状が苦しくなつた時支えていくということはどういうことなのか、という形での運動がね。やはり、鈴木君虐殺の問題にしても、地域から排除され、差別されて死刑囚にデッチあげられていく、そのことの中には、「精神障害」者に対する差別があるし、その問題を中心的に闘つていかなければならない。同時に、やはりほくらの方、主体になつた患者の闘いの中で、地域における患者会運動で、個別そういう問題が、たとえば信貴山とかいろんな病院に対する闘いが必要だろうし。

特にその中で今ずっと問題なのは、ロボトミーなんかでもね、厚生省の治療指針に入つてるとか、差別条項が厳然と存在している。通信・面会の自由が充分行われていない。それらすべて精神衛生法体制下におけるね、「精神障害」者の人権が完全にふみにじられている。そういう闘いにもとりこんでいかなければならぬ。特に最近、民法一条かなんかで、聾者、啞者とかは差別条項が撤廃されたけど、心神喪失だけは残しておこうといふことになつて、そういうものに対する闘いも必要だし。やはり、この間、「病」者集団としての運動がすすんできたけども、今、社会の矛盾の中で「精神障害」者が隔離・抹殺されていくことに対する闘いと同時に、先いつたロボトミーとか電気ショックとかの問題に對しても闘つていかなければならぬ。そこに、精神医療変革の問題と、今の精神衛生法体制にもとづいた精神医療解体の問題も当然絡まれてくるんじやないか。

A 今いろいろな方から、精神医療変革・解体の問題と社会変革の問題を絡めながらすすめていかなければならぬと語られましたが、

最後にしめくくりとしてCさんまとめて下さいますか。それでしめくくりたいと思います（笑）。

#### 真の精神医療変革・解体へ

C 大変な役目ですね。一つは防衛の問題がでてきてね、これは保安処分の動向と、厚生省が病者の隔離収容を画策していることと無関係でないと思うんです。もう一つは、鈴木君のように殺されないための構え、これは赤堀闘争を含めて、そういうところにキチッと問題をたてつつ、なおかつ人権闘争といわれる大きなむずかしいものだが、人権意識を照射しつつ運動を地道にすすめるという視点を確立しなければならない時期にきてると思う。そして、一方では、もうでき上っているわれわれに対する精神衛生法を頂点とする差別条項の撤廃の闘争をしなければならないということが、一つでてると思う。

で、總じて、われわれは自分の病に至った経過も、そして病の故にうけってきた人権の抑圧も、社会そのものの体制や動向と無関係でないと。それからゼネレーション、時代背景と無関係でないから、それに敏感になつて、より戦闘的にね、そういうものと闘いつづけなければいけないということ。その中でしか真の精神医療の変革・解体もできないし、「病」者の人権を奪い返すことができない、といふことがでてきたと思います。

A・それでは、これで終ります。

# 精神医療について

西山史郎

精神医療とは何か。

書くに匹敵しない自分を感じながら書く。工場では無茶苦茶こき使われて、ニタニタしている。閉鎖へのとり組みを拒否されてニタニタしている。仲間にリンチされてニタニタしている。全く「馬鹿」である。この「馬鹿者」が、精神医療にとり組んでいるつもりである。

明日は会合である。その準備のためとこの原稿を書くことのためを兼用することによって紙面を埋めたい。我々の会合が始まつて10年。10年前、会話にならぬ会話を続けていた。第一日ヨーに診察に来る人の集まりとして始まつた。司会するわけだが、すぐ医者に尋ねてしまふ。医者が自立の意味から、あまり発言しないことに気づく。「男女では精神病者はどちらが多いのか」私の話の途上での医者への質問は、「そういう見方は差別だ」と医者に指摘される。こうして徐々に私は運動思考を注入されていった。こういう仲間が多いのではないか。こうなると医者を批判することができない。そしてその後、あらゆる形でできた患者グループのみで語りあい始めた。中には学生運動を体験した仲間達も、それに同調した仲間達も集まり始めた。彼らは公然と医者批判を始めた。私達は理解しながらも同調し切れなかつた。

「私」の会合はだめである。皆の会合にならねばならない、病院の中、保健所の中に色んなグループがある。一人の英雄を作つてはならない。必ず行き詰まりが来る。二人より三人、三人より四人と複数でコツコツとつくつてゆくグループにならねばならない、病院の中のグループは、宿命として精神医療の実態の中でもがくことになつてゆく。

医者の協力は不可欠である。そこからの自立は非常にむずかしいし、場所を病院に設置する限り、仕方がない。仲間が医者に深々と腰をさげて、あいさつするのを見て、「医者と共にやつてゆかねばならないのだなあ」と思う。

今、薬の公開討論をしてはと、思つてゐる。治療技術の点検である。病院にとつても、我々にとつても、すごく重要なことである。副作用を生じるあらゆる種類の薬は、症状をつくつてゐるのではと思ふほどである。しかし皆なんとなく飲んでいる人が多い、条件なしに信用している。副作用があつても訴えるのみで薬はキチンと飲む人。この人達にとつては公開討論は必要ないと言えるかもしれない。しかし一生、飲み続けるのか。自分の意思で治す努力はいらないのか。薬があうまでの苦しみは我々にしかわからないであろう。薬をこちら側からあわしてゆくといふことも聞いたりする。あつてくると、少し位ぬいてもゆけるようである。公開討論は明日、検討するのだが、薬局の人、医療従事者の参加が必要である。それにもまして仲間の参加であり、私達にとつて重大なことであるという自覚を促すことができるか？ 状態の悪い人にとつていいことなのか。悪いこ

となるのか。まだまだこれからとりくみであり、その可能性の見出せる病院であるからこそ頑張らなくてはならない。そして私のみがわかるのではなくて、会の仲間が一人でも多く納得するものでありたい。粘り強く薬の重要性を考え続けてゆきたい。私自身二年程前に再発してから薬は欠かせぬものとなつてはいるのである。一回でもぬかすとおれない、まさしく薬を考える公開討論が必要である。

今一つ具体的なことでは暴力と治療の問題がクローズアップされるものと思う。暴力もペールをかぶるといかにも治療の様に思える時がある。暴力も必要である時もあると、平然という仲間もいる。私はあくまで暴力を否定する。しかもそれを貫くことのむずかしさを感じる。力の弱いものに対してどうしても暴力を使う場合がある。涙を流して暴力を振るう時もある。しかし肯定できない、しかし、それなら自分でやつてみろと言われてやり切れる自信もない。原則と例外をつきつめて実行することである。私には多くの暴力をみてきた。やはりだめだと思うのである。積極的な治療とは、人格をも否定するものであつてはならない、むずかしいことである。

精神医療の内部には、具体的に、「それなら自分でやつてみろ」という問い合わせをされ得ない。それ故に互いの謙虚な語り合いが必要である。しかし、それも、一定通信・面会の自由が原則となり、医療従事者も良心的にできる限り仕事をしようとする中で言えることであり、全閉鎖の病院に対して、どうとりくむかは、はつきりとみえてこない。信貴山病院開放化運動との接点を見出すことは明日の会合でも考えてゆきたいものである。

## 精神医療の現実と理想

佐藤茂樹

既成の精神医療では「病者」は「物的存在」とされ「人間存在」とは見なされないでいたと言つても過言でもあるまい。医学の祖者、ヒボクラテスが「てんかん」を聖的な病いを、普通の身体病とみなしてから、「精神病」患者は「物的存在」と類化され、受難の歴史が始まつたのである。従つて、ビネルが「精神病者」を足かせ鎖、手かせから解放するまで、暴力的処遇が当然のこととして扱われてきただのである。ビネルがした事は当然と言えば、当然だがなおも「物的存在」とされたがゆえに、回転療法とかいう物理的療法が生まれたのである。その後、科学の「進歩」という美名によつて、この病気が物的対象化されたがゆえにのちに、点滴療法、E・S・ロボトミーという療法が様々な形態で表出してきたといえる。現在でも生物学的主義の治療法が開発され、第二次大戦後は向精神薬の台頭によって、精神現象面の機能面のみからさまざま向精神薬を投入されているのである。まさに、もつとも人間らしい頭脳を物質によつて制御しようとしてきた精神医学の流れは、「病者」を「物的存在」とみなししてきた歴史であつたといつてよい。これは近代科学の既成のイロハから出発したといえると思う。私達はこの「先せ科学」の潮流にくさびを打たなければならぬ。

「病者」の意識構造を「健常者」からみた場合逸脱だと思われたりするが、狂気に対処する処遇は「病者」の意識と「健常者」の意識との対決で変革する必要がある。

「病者」が、一般常識からはずれた場合、家族・友人は、すぐに保健所・病院におもむく前に、「病者」の置かれた状況、環境、考え方を徹底的に話し合う必要がある。一見失われた接点をとりもどすに、大変な困難を要するが、また、入院させることによって、家族の負担は楽になるかもしれないが、病院で薬づけの方法によつて「病者」の意識を変えたりすることは、「病者」に対する敵対である。逸脱している根本的要因は何か? どうして狂気とみなされるかを両者の意識対決によって了解することが必要である。この意識対決によって両者ともに理解・共有できる道を模索すべきである。これは、周囲の人々の意識の変革によつて、「病者」の「健常者」との差異と了解を成立させることができるとと思う。「病者」と医師、医療従事者との頭脳の改造は後者に該当するものと思う。

前述したように、「病者」は、医師の「見方」「考え方」によつて治療され、左右されたのである。即ち「物的存在」として客体化されたといえる。医者・医療従事者は一方的行為によつて「病者」をとり扱つてきて、患者の主体性人権などは無視され続けてきたのである。図式として、患者の思想性は無視、侮蔑され医師、医療従事者は、患者を治療してやるという分である。そこでは患者の思想は抹殺されてきた。そのアンチテーゼとしては、医者の「見方」・「考え方」という一方的考え方ではなくて、患者の発露する思想・感性・論理性は医者にとって何なのかを考え、節度をもつて「病者」に対処すべきである。謙虚に患者から学ばなければならないと思う。

従つて頭脳(思想)の改造は医師・医療従事者の側にあるのである。眞の「精神医療は」、精神的なものは精神的なもので打ち勝つことが、原則である。

病者を「物的存在」から「人間存在」へと移行するために、今までの様々な「精神医療を「人間存在」からみて、著しく再検討すべきである。「病者」の思想性をまず「物的存在」とみなす近代合理主義を廃棄すべきである。この思想性を医者と対決させる事によつて、向精神薬の投与などは最小限にしなければならない。それは日常生活でもつ様々な症状にとつて、どうしても薬が必要と両者が納得する場合に許されることである。

「病者」も、なるべく「精神医療」に一方的に依拠するのではなく、精神的なものは精神力で打ち勝つために日々、永続して自力更生のもとに障害を克服する必要がある。

## 中田修たち犯罪・生物学者を

### 弾劾する闘いを!

水谷和弘

中田修たち、犯罪生物学者を弾劾する闘いのうずをわきたせよう。私は、「熊谷連続放火事件」の水谷和弘です。多くのかたもごぞんじだと思いますが、野田事件の青山さんが「精神障害者」ということだけで、警察の見込捜査の中で、「犯人」とされていった。その中において、その「事件」が彼がおこしたものなのか、また「責任能力」ありとして起訴できるのかを判定するとして、中田修(東

京医科大学）による起訴前精神鑑定がやられた。そして青山さんがその「事件」をおこし、責任能力もある||起訴できるとしていた。

私も中田に鑑定されたが、その鑑定の中で、「被告人水谷和弘は、現在、意志薄弱型、自己顯示型、爆発型、無情型などの類型を複合する著しい性格異常者である」「被告人が警察で犯行を自白した當時の精神状態にはとくに異常はなく、その当時の犯行の供述の方が検察庁での取調べ以後（否認）現在に及ぶ犯行の供述よりも、真実性が高いと思われる。」などと書いてある。このことはなにか。中田は、その「医学者」としての「権威」を利用し、ナチスドイツ時代のクルト・シュナイダーが説いた「精神病質論」の類型を持ち出し（現在はシユナイダー自身でさえ否定している）「異常性格者」をきめつけ、「事実関係」の領域にまでふみこみ、なるべく「減刑」させまいとするものとして出されたものである。

「反社会的行為→犯罪者||精神病質者→保安処分へ」と言いきつているのだ。中田は保安処分、ロボトミー、去勢、等が必要とし、「精神病・精神病質者は遺伝する」と言っている。私の鑑定の場合では、「被告人は好ましくない遺伝負因を有し好ましくない家庭環境に生育し、……」「精神病質的偏倚性尺度で、これは、社会的な良俗を無視し深い情緒的接触を欠き、経験を通して学習する能力がなく、虚言・盗み・アルコール中毒などを特徴とする問題行動を生じ易い」としている。また、「猜疑心が強く自己中心的傾向をあらわす偏執性尺度、ヒステリー尺度、心気症尺度も……」と云つてゐる。この鑑定書を下じきとして、一審二審の判決があつた。

私への一審の判決文の中で、裁判長水野正男は「この鑑定を採用

していった。「訣別の章」（死刑囚故大久保清の獄中手記）にのつてある判決文にも同じく水野正男の判決が同じ論調で書かれている。

「その家系には、犯罪者、異常性格者が輩出して……利己的で冷酷な血を受け、発揚性、無情性を主徴とする極めて亢進した色情行動を伴う異常性（精神病質）者であつてさらにまた、自己の醜さをおし隠しその所為を虚像で固めて、非化しようとする異常な程の自己顯示性……」と。このことは、なんなのか。私はここに、裁判官、司法界に中田の考えが浸透しているのを見る。また、中田は、この精神医学・犯罪生物学・精神医学の文献を司法界・精神科医の間に広めた人間である。

中田が判決に重大な力を及ぼした例として、一九七二年埼玉県戸田市でおきた殺人事件でタイホされた萩原さんの裁判がある。中田はその裁判の中で、「犯行は計画的で犯行時の記憶もはつきりしており心神喪失者とは認められない。たゞし、犯罪史上きわめてまれなカニバリズム（人肉を食べたいとの願望）が見られるなど精神病質者であり、過去の犯罪資料にもない異常脳波が出ているモンスター等」等と証言している。（埼玉版B新聞から。萩原さんには死刑が求引された。）

精神鑑定の結果は「法的な効力」を与えられている。「精神障害者」ゆえにデッヂ上げられた赤堀政夫さんに対しても、同じことがやられた。心神喪失と鑑定され、「判決」が軽くなる結果になつた人もいるが、ほとんどは中田修をはじめとする犯罪生物学者に鑑定されて、それが重刑を科せるのに使われている。

中田は、鑑定のさい、「問診」は自分で何回かするものの、鑑定の原文は助手の、山上、菊池道子に書かせ、年間十数件の鑑定を採用

している。私のばあいには、鑑定料として、親から中田に一九万二千円が支払われている。

中田は、法務技官として東京拘置所にいたことがある。現在の拘置所には精神科医がいて、内科・外科をもみているのである。現在すゝめられている監獄法改悪の中に、「強制医療」があるが、これは、獄外に「犯罪者」の保安処分施設がないから、それを獄中に設け、「強制医療」としてロボトミー、去勢などの手術をおこなおうとするものである。(その頂点に死刑制度がある。) そのようなことはぜつたいて粉碎していくなければならない。

そして現在、多くの「障害者」「精神病者」が地域・職場などから切り捨てられ、隔離され、あげくのはてには抹殺されていくこと。優生保護法があること。少年にたいする保安処分施設があること。東大医学精神科・東大精神科教室が精神学会に絶対的権威をふるつてきたことを。

これらのこととを許さず、中田修をはじめその一派らの犯罪生物学・犯罪心理学を弾劾する闘いをつくらなければならぬ。

★私・水谷和弘の裁判は、現在最高裁段階です。また、今は全国「精神病」者集団・獄中者組合の中で運動をすすめています。

## 社会復帰"思想を問う —監獄法と精神医療—

吉田 おさみ

二〇年代にかけて、ドイツやオーストリアにおいて犯罪生物学の黄金時代が出現した、と中田が述べている。犯罪生物学がつくった理論の大きなポイントは、「犯罪者とくに常習犯者の多くは、好ましくない遺伝素質を持った人間、異常性格（精神病質）である」というところである。私たちはこうした保安処分思想をけつしてゆるさない闘いをつくっていかなければならぬ。

現在、政府・法務省は監獄法改「正」をもろんでいますが、改「正」の根幹にあるものの一つは受刑者の（順応型）社会復帰思想です。一方、精神医療の領域でも、しばらく前から「社会復帰」が合言葉になっています。そういった意味で、監獄処遇と精神医療の動向は平行的に捉えることができます。そもそも狂気と犯罪はいざれも規範違反として捉えることができし（精神病の症状といわれるものは見方を変えれば社会における人ととの関係などに関する暗黙のとりきめにに対する違反です）、刑罰と精神医療は、規範違

反者に対する社会防衛的な強制措置という共通性をもつており、監獄と精神病院は現代管理社会の中の最も強固な管理社会です。この小論では、監獄処遇の問題を精神医療の問題に重ね合わせて捉えることにより、両者の根幹にある（順応型）社会復帰思想そのものを問い合わせたいと思います。

### 1. 監獄法改「正」について

一九七六年三月、法務省事務当局は「監獄法改正の構想」（以下「構想」という）を明らかにし、これを法制審議会に諮問しました。そして法制審監獄法部会は昨年一二月部会を終了し、近々にも総会で答申をまとめ、それをうけて法務省は本年中にも監獄法改「正」案を国会に上程し、その成立をもくろんでいるかに伝えられます。もともと現行監獄法は、明治四〇年に現行刑法典が制定されたのに歩調を合わせて、明治四一年に制定・施行されたもので、監獄内における規律維持、拘禁の安全といった施設管理的な色彩が濃厚です。しかも制定後今日まで七〇年間、部分的改正もなく、その間に行刑思想は大きく変化し、それに伴って行刑の実務も相当程度変化し、そのため法と実務の間に大きなギャップができ、現在の行刑は法務省の通達や訓令などで規律されています。

今回の改「正」はそれらをふまえて、受刑者の社会復帰の促進と被収容者の権利拡大を二つの柱としている、といわれます。すなわち、法務省は今回の改「正」について「明るい健康的な刑務所づくり」とキャンペーンし、マスコミも「外泊・通勤・喫煙もOK」と大見出しで報じ、学者・弁護士界でも監獄法改「正」は刑法改「正」や少年法改「正」と違つておむね妥当とする見解が有力です。も

ちろん、監獄法改悪阻止論もとらえられていますが、それは必ずしも全面的に当を得ていてはいえません。

今回の改「正」については、先に述べた法務省の「構想」の後、昨年一二月法制審監獄法部会が「監獄法改正の骨子となる要綱案」（以下「要綱案」という）を発表していますが、今回の改「正」の狙うものは一言にして被収容者の分断・管理の強化です。すなわち

「構想」および「要綱案」はいずれも、一方で受刑者に順応型社会復帰を強制し、他方で反抗者の管理強化をめざしています。「要綱案」は受刑者の処遇の原則として、矯正・社会復帰をかけ、段階的処遇の名のもとに従順な者には「開放処遇」への移行をうたい、「成績が良好な」者に対しては外部通勤・外出・外泊させるなど、また順応型社会復帰のための刑務作業の指定、教科指導・治療的処遇・生活指導を強制しようとしています。しかも開放処遇・外勤・外泊などの選択は当局の裁量にゆだねられており、従順な模範囚とそうでない者の分断を狙うものといえます。

他方「要綱案」は反抗者に対する管理強化をめざしています。すなわち、それは「刑事施設の秩序」は「厳正に維持しなければならない」とし、獄中者の団結を破壊するための弾圧に武器を使用し、獄中者を支援する運動に対しても武器を使用し得ることを明文化しています。また「受刑者の意志に反しても医師により、診察・治療又は栄養補給の措置をとることができる」とし、死刑確定者の通信・面会については従来の未決囚のみから受刑者なみにするとしています。その他、賃金なしの刑務作業の強制、代用監獄の存続を認めています。

以上のように今回の監獄法改「正」は順応型社会復帰の強制と反

抗者の管理強化を二本の柱としていますが、これは現在の精神医療の図式と全く同じです。すなわち、今回の「構想」「要綱案」は一方で懲罰としての重屏禁、減食罰を廃止しながら、他方で開放制、外泊、外勤を導入するなど、たしかに厳格な管理からソフトな管理への移行がみられます。現在の精神医療もソフトな管理を行ひながら、順応型社会復帰を強い、他方で体制にとつて危険な者に対する管理強化―保安処分をうちだしています。かつて保安処分新設問題に直面して、精神衛生法が再検討されたのと同じく、監獄法改「正」に直面して精神医療のあり方が問ひ直されるべきだ、と筆者は考えます。

なんんなく、これまでの監獄法改悪阻止論議で回避されてきた監獄法改「正」の根幹思想ともいへべき順応型社会復帰思想―これは最近の行刑と精神医療に共通の支配的思は思想である―こそが問ひ直されなければなりません。以下において刑罰の論理と医療の論理の関係性を考察した上、社会復帰思想を根幹とする積極モデルと権利自由の保障を主張する消極モデルの対立を粗描することにより、社会復帰思想を問題にしたいと思います。

## 2. 刑罰の論理と医療の論理

「犯罪」者を罰すること（刑罰の論理）と「精神病」者を治すこと（医療の論理）とは一見、全く異なる、というより正反対のもののようにみえますが、決してそうではありません。たしかに伝統的な刑罰思想と医療（医学）の思想には全く接点がないといつてもよいでしょう。しかし、現在の諸国において支配的な刑法理論は医療の論理ときわめて親和的です。以下において、さまざまの刑法学派

について概観し、それと精神医療の論理をバラレルに捉えてみたいと思います。

周知のように、刑法学においては応報刑主義と目的刑主義の対立があります。応報刑主義は一般的にいって、犯罪は道徳的にも悪しき行為であるとし、刑法の不变の人倫の体系と考え、刑法の道義的性格と絶対的な普遍的性格を強調します。応報刑主義は中世の權威刑法、あるいはアンシャン・レジームの刑法制度、そして二十世紀のナチス・ドイツの權威主義刑法にも見られますが、その典型は、一九世紀ドイツのロマンチークを背景とするドイツ觀念論哲学の応報思想にあらわれています。カントは、人格は手段として扱われてはならないという立場から、刑罰は犯罪者自身のためであれ、社会のためであれ、他の善を促進する手段として科せられてはならず、常にただその者が罪を犯したからという理由で科せられなければならないとして、刑罰の根拠を正義の要請としての応報に求めました。またヘーゲルは、その弁証法論理によつて、犯罪は法の否定であり刑罰は否定の否定であるとし、法の否定としての犯罪は一定の範囲をもつから犯罪の否定としての刑罰もそのような範囲をもたねばならないとして、等価的応報を主張しました。このような形而上学的、思弁的、非合理的な絶対的応報思想は、少なくとも近代精神医学の医療の論理とは全く不協和的であり、全く接点をもたないといつても過言ではないでしょう。しかし、刑法学の領域でも、このような絶対的応報思想を主張する見解は、現在の世界の学界では全く見当りません。

他方、応報刑主義と対立する目的刑主義は、刑法を、社会秩序を犯罪から防衛するために必要な合目的々手段として規定します。そ

こでは刑法は社会防衛の必要性とその程度によつて相対的に根拠づけられることになります。この目的刑主義は、一九世紀の応報刑思想（旧派）に対して主張された新派刑法理論に典型的にみられます。が、それは、刑罰を、犯罪者ないし犯罪を行う危険のある者に対して、社会防衛ないし社会復帰の目的で科せられる国家の強制作用として捉えます（リスト、フェリー）。すなわち、リストは実証主義、科学主義の立場から、刑法における目的思想の重要性を強調し、刑事政策的な観点から、犯罪人を「偶発犯人」と「状態犯人」に分類し、後者を更に改善可能者と改善不能者に分け、「偶発犯人」は威嚇し、改善可能な「状態犯人」は改善し、改善不能な「状態犯人」は無害化すべきだと主張しました。その後新派理論の改善—社会復帰思想は少なくとも行刑の分野では指導理念となり、それは一定限度であれ、受刑者の処遇改善に結びつきました。そして新派と対立する旧派においても、刑罰の法定、裁判官による刑の量定の段階では応報刑を維持すべきだが、刑の執行（行刑）の段階では目的刑を指導理念とすべきだということが認められるようになります。ともあれ、新派理論（主觀主義・行為者主義）は精神医療の論理ときわめて親和的です。何故なら、新派理論は刑法理論を生物学、社会学などの諸科学と結びつけ、刑罰の効果と限界を実証的に検討し、「犯罪」者処遇の問題を提起したのであり、その根底にある矯正—改善—社会復帰という目的思想は、精神医療における治療—社会復帰思想と同一のものとみてよいかどうです。

目的刑主義の内部では、保安（社会防衛）か改善（社会復帰）かの対立、というより保安（社会防衛）から改善（社会復帰）への移行がみられます。すなわち、最近の刑法理論では、あらゆる改善の

試みがなされてもなおかつ改善が不可能な場合に、副次的に保安の観点があらわるとする見解が多数のようです。これは、精神医療の領域で、以前の隔離収容（治安）の重視に対して、治安か治療かという形で問題提起され、最近は少なくとも表面的には治療的視点が重視されるようになったとの対応しています。

ところで刑法の領域では、刑事政策的観点を重視する新派理論に對して旧派の側から痛烈な反批判が加えられました。すなわち新派の主張の内容であつた行為者主義、主觀主義、性格責任論、犯罪者類型論は、いずれも主觀的な要素によつて刑法の適用を左右するものであり、個人の自由、人権保障にとつて大きな危険をはらんでいるというのです。もともと、刑法は国家刑罰権から個人の自由を確保する人権保障的機能をもつべきであるという思想は、歴史的には啓蒙期刑法思想において出現したものですが、この刑法の人権保障的機能の重視は、二十世紀以降、相対的応報刑論と結びついて展開されました。現在では応報刑論者といえども、道徳や正義の維持を第一義的な刑罰理念におく形而上学的な絶対的応報刑論を説くのではなく、國家刑罰権の濫用を防止するために応報刑論の陣営にとどまっているのです。そしてこのような学派の対立は、現在でも、以前よりはソフトな形であれ、新社会防衛論（アンセル）とネオ古典主義の対立という形でもちこまれています。すなわち、新社会防衛論は個人の保護から出発し、犯罪者も「社会復帰の権利」をもつ（国家は犯罪におちいった者を社会復帰させる義務がある）という福音政策的・保護主義的理念を重視しています。これに対して、ネオ古典主義の側からは、新社会防衛論は似而非人道主義であつて人権保障からますます遠ざかる、という批判が加えられています。

以上、概観しましたように、刑法理論の対立は、応報刑主義か目的刑主義か、保安か改善か、という問題を経て、現在では社会復帰か人権保障かという図式に移行してきたといえます。そして刑の執行（行刑）の面でも、新派出現以来、支配的となつた改善—社会復帰思想（積極主義）に対して、反・社会復帰—人権保障という消極主義が一定見直されるようになつてきています。そしてこの対立図式は、精神医療の分野で、社会復帰のための治療はすればする程よいのだという治療的積極主義と、介入は最小限にとどめて「病」者の生き様を認めようとする治療的消極主義の対立と平行的に捉えることができるでしょう。

### 3. 積極モデルと消極モデル

以上のように行刑の面では、支配的な順応型社会復帰という積極モデルに対して、人権保障・自由保障を重視する消極モデルが主張されていますが、ここでは精神医療の分野における積極主義と消極主義の対立を念頭におきながら、積極行刑モデルと消極行刑モデルの対立について述べたいと思います。

まず先に述べたことと部分的には重なりますが、行刑思想の歴史についてごく簡単に述べたいと思います。中世においては苛酷な刑罰、残酷な刑罰が行われてきましたが、刑罰の歴史は人道化の歴史と捉える見方が有力です。まず近代自由刑の発祥としては一六世紀末のオランダのアムステルダム懲治場が労働を通しての教化・改善を目指したものとして有名です。その後、啓蒙思想では、刑罰的一般的緩和、国家刑罰権の濫用と専恣からの人権保護という観点から、刑罰の形式的均衡、罪刑の均衡、そして一般予防（心理強制説）が

となえられました。しかし一九世紀の応報刑論は、その反動として刑罰を絶対化し、犯罪人にきびしい内面的な贖罪を要求することによって、世俗的な合目的改善をめざす行刑改革には背を向けました。しかしその後、新派理論の出現によつて、犯罪人を人道的に扱い社会復帰させるべきだという、改善—社会復帰思想が少なくとも行刑面では優勢となりました。もちろん現実には、改善よりも保安に重点をおく考え方は容易に崩れませんでしたが、少なくとも表面的には受刑者を社会復帰させようとする教育刑の思想が行刑の面では優勢となつたことを否定できないでしょう。そして監獄法改「正」に際して存在する社会復帰思想もこの最近の行刑思想をうけついでいるといって過言ではないでしょう。

しかし他方では、社会復帰の処置は強制し義務づけるべきでなく、受刑者の同意のもとにのみ行われるべきであり、社会復帰は単に便宜供与的なものにとどまるべきだという見解、集団的拘束に必要な自由の制限は許されるが、社会復帰上必要だという理由で自由を制限することは許されないとする見解、一言にして社会復帰しない権利も、少数説ながら主張されています。アメリカでも不定期刑など「過剰矯正」の事実などが指摘され、これに対する批判として反矯正思想がとなえられています。特に体制的な再教育・再社会化を拒否する受刑者にどう対処するか、それらの人たちには処遇を受けない権利を認めるべきではなかろうか、という疑問が提出されています。そしてこのような行刑分野における反社会復帰の思想は、精神医療の分野でも同じことが云えると思います。現在、精神病院では、多くの治療者は社会復帰のための処置を「治療」の名において強制していますが、それはおうおうにして「過剰治療」を結果します。

受刑者に社会復帰しない権利を認めるのと同じく、「精神病」者にも社会復帰しない権利を認めるべきであり、精神医療は最小限に、という治療の謙抑性・補充性がまもられなければならないでしょ。もともと、受刑者は刑務所から外へ出てはいけないという点で自由を制限される以外は、全く一般人と同じ権利・自由をもつてゐるという自由刑純化の要請（刑罰の消極的規定）は以前から、旧派のフロイデンタールなどによつてとなえられていました。このように刑罰を法律関係として捉え、受刑者の権利義務という形で構成していく考え方は、国家からの干渉を最小限に明確に限界づけようとしています。これに対して、受刑者の労働を通じて社会復帰をはかるとする目的刑思想は、刑罰の合目的的な展開を志向します。前者は自由刑の消極的性格を表現し、後者は自由刑の積極的性格を表現しています。すなわち、一口に受刑者の人権といつても、前者は受刑者の自由権的基本権の国家からの保障をめざすのに対し、後者は生存権的基本権の国家による保障をめざしています。そしてこのような刑罰の分野における積極モデルと消極モデルの対立は、精神医療の分野でも云えると思います。そして私の主張したいのは、いまでもなく、治療者の患者に対する対応は自己をまもるための必要最小限の限度にとどめるべきであり、まして社会復帰のための措置を強制してはならないという、精神医療における消極モデルの確立です。

監獄における積極主義と消極主義の対立は、特に刑務作業、分類処遇、累進処遇、開放処遇、教化指導、治療的処遇、生活指導などの面において精神病院の問題と驚くべき類似性、共通性をもつていてます。現在、受刑者を社会的有用労働につかせることが矯正と社会復帰に資するというのは、ほぼ常識といつてよいでしょ。この考

え方は、作業を害悪や苦痛としてではなく社会復帰の手段として位置づけます。しかし一方で、作業が依然として一つの苦痛であることを否定できません。応報刑論者といつても、刑罰がどこまでも応報（苦痛・害悪）であるべきと主張するのではなく、むしろ現実としての刑罰が害悪・苦痛として存在する社会的事実に着目しています。そして作業が改善—社会復帰をめざした処遇の一環であるという考え方（積極主義）は、作業賃金支給よりも作業報奨金という考え方（近い）といえます。これに対して消極主義は、労働の強制は自由刑の本質に矛盾するとして、自由刑によつては奪われないものとしての労働権、労働賃金請求権が存在すると主張します。このような刑務作業の強制性、賃金の問題は、精神病院における作業療法の（半）強制性、賃金の問題と類似した構造をもつていてます。

また行刑における積極主義は改善—社会復帰の促進という趣旨から、入所時および随時の分類調査にもとづく分類処遇、受刑者の改善効果に応じて順次階級を進め上級になるにしたがい自由拘束の程度を緩和する段階的処遇を採用し、また治療的処遇、教科指導、生活指導などを義務づけ、いわゆる中間処遇としての開放制、外部通勤、帰休、中間施設なども考慮しようとしていますが、これらも精神医療における病棟開放化、生活指導、院外作業、自治会、中間施設、そしていわゆる狭義の治療の問題と全く共通するものといえるでしょう。

以上の通り、監獄法改「正」に典型的にみられる行刑の動向と精神医療の最近の動向は全く同じとみてよいでしょ。これらの基本となつてゐる順応型社会復帰思想は、現在の福祉国家思想、社会国

家思想の表現とみるべきであり、それは社会の側からの労働力、あるいは

兵力確保の要請と見合うものであって、現存社会秩序に順応させることにより、体制への組み入れ、現体制の維持・存続をはかるものです。

もつとも、精神科リハビリテーションは、社会に適応させるだけではなく、「社会を変えていく運動を含みこむものでなければならない」

と総論的に云われることはあっても、現実にそのような「治療」が行われているわけではありませんし、それよりも、いかなる社会復帰にしろ上(医者の側)から押しつけられることが問題なのです。

私たちにはむしろ、社会復帰しない権利を主張すべきであり、最終的には国家刑罰権、強制治療権の消滅がめざされるべきでしょう。

しかし現段階では、そのような権力の消滅を射程に入れつつ、社会復帰と対立するものとして、受刑者、患者の権利自由の保障(消極モデル)を確立すべきであり、同時に順応型社会復帰思想を根幹とする監獄法改「正」を阻止すべきだと考えます。

第二回全国患者集会で、ある患者がいつた言葉は印象的です。「社会復帰といふけれど、ぼくらがわるいのではなく社会がわるいのだから、ぼくらが社会に復帰するのではなく、社会の方こそぼくらに復帰してもらわなければならない。」(一九八〇・五・三一)

#### 主な文献

井上正吾編「精神障害」(リハビリデーション医学全書22)。

監獄法改悪阻止実行委「監獄法改悪阻止」。

監獄法改悪を許さない全国連絡会議「ゆるすな!監獄法改悪」。

佐伯千 「刑法講義」。

沢登俊雄「犯罪者処遇制度論」(下)

特集「監獄法改正について」(「法律時報」四八巻七号)。

特集「監獄法改正問題」(「法律時報」五〇巻一一号)。

中山研一ほか編「現代刑法講座」第一巻。

マルク・アンセル「新社会防衛論」。

宮沢浩一ほか編「刑事政策講座」第二巻。

吉田おさみ「患者にとって精神医療とは」(「精神医療」八巻二号)。

同「「精神障害」者差別と「犯罪」者差別」(「友の会会報」二十四号)。

同「再び、革新的精神医療について」(「絆」3号)。

#### 編 集 後 記

今回は「精神医療」についての特集をくみましたが、座談会の発言については、編集部の判断で割愛させていただいた部分があることを、読者および発言者の方々におことわりしておきます。また、座談会の記録が予想以上にふくれあがつたために、当初つけ加える予定だった赤堀・鈴木闘争報告は掲載できず、また寄せられた原稿の中で来号に廻したものもあることを付記しておきます。

(編集部)

**絆 第4号**

1980年7月30日

発行 全国「精神病」者集団  
事務局編集部  
連絡先 名古屋市南区呼続町7-76  
健幸荘A301 大野方

